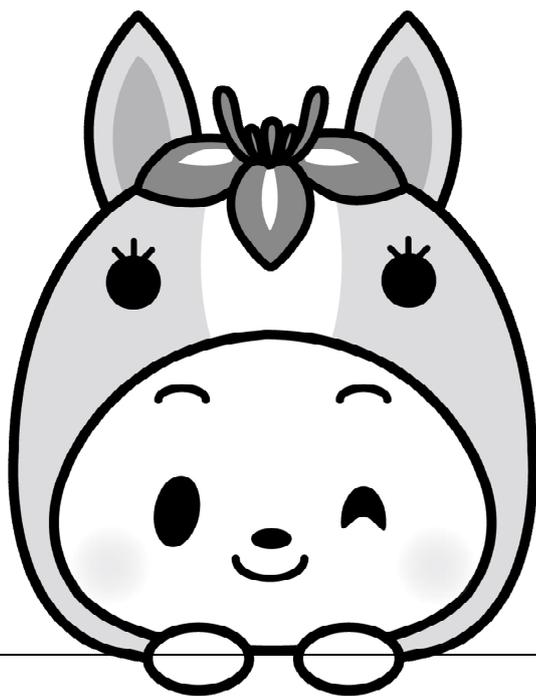


令和6年度版

# 知立の福祉



問合せは担当課へ

福祉課	障がい福祉係：95-0118	
国保医療課	国保年金係：95-0123	医療係：95-0151
子ども課	児童家庭係：95-0120	保育係：95-0121
	子育て支援係：81-5500	家庭児童相談室：95-0162
長寿介護課	介護保険係：95-0122	長寿係：95-0150
	地域支援係：95-0191	
総務課	選挙管理委員会：95-0113	
税務課	市民税係：95-0116	
建築課	施設管理係：95-0156	
まちづくり課	まちづくり推進係：95-0158	



知立市

## 目次

I	障がい者（児）の福祉	1
1	身体障害者手帳について	2
	（1）交付の手續	2
	（2）記載事項の変更の届出	2
	（3）手帳の返還	2
	（4）知立市内の身体障害者指定医師一覧表	3
2	療育手帳について	5
	（1）交付の手續	5
	（2）記載事項の変更の届出	5
	（3）手帳の返還	5
	（4）県外（名古屋市を含む）への転出	5
3	精神障害者保健福祉手帳について	6
	（1）交付の手續	6
	（2）記載事項の変更の届出	6
	（3）手帳の返還	6
4	自立支援医療費の給付	7
	（1）自立支援医療費（精神通院）の給付	7
	（2）自立支援医療費（更生医療）の給付	9
	（3）自立支援医療費（育成医療）の給付	9
5	相談所	10
6	補装具・日常生活用具	12
	（1）補装具費の支給	12
	（2）日常生活用具費の支給	13
	（3）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費の支給	23
	（4）軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成	24
7	障がい者のサービス	25
	（1）障害福祉サービスの内容	26
	（2）地域生活支援事業の内容	27
	（3）障害児通所支援の内容	27
	（4）申請からサービス利用までの流れ	28
	（5）知立市内の障害福祉サービス事業所一覧	29
	（6）知立市地域生活支援事業実施事業所一覧	32
8	在宅福祉	34
	（1）訪問入浴サービス	34
	（2）寝具の洗濯乾燥サービス	34
	（3）地域活動支援センター、身体障がい者デイサービス	34

(4) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	35
(5) 緊急通報装置の設置	35
(6) 宅配給食サービス	35
(7) 徘徊高齢者等見守りネットワーク（通称いまどこねっと）	35
9 税の軽減等	36
(1) 所得税の軽減	36
(2) 相続税の軽減	36
(3) 住民税（県民税、市民税）の非課税、軽減	37
(4) 自動車税種別割の減免	38
(5) 軽自動車税種別割の減免	40
10 社会生活	41
(1) NHK受信料の免除	41
(2) 携帯電話基本使用料等の割引	41
(3) 公営住宅への入居	42
(4) 郵便等による不在者投票	42
11 交通	43
(1) 身体障害者用自動車改造費の補助	43
(2) 身体障害者自動車運転免許取得費の補助	43
(3) 駐車可の標章の交付	44
(4) 有料道路通行料金の割引	46
(5) 航空旅客運賃の割引	46
(6) JR各社旅客運賃等の割引	47
(7) 各タクシー会社によるタクシー料金の割引	47
(8) 障害者福祉タクシー券（知立市障害者福祉タクシー料金助成利用券）の交付	48
(9) 知立市有料駐車場プリペイドカードの交付	49
(10) ミニバス利用料金の減免	49
(11) 名鉄バス障がい者割引	50
12 介護保険制度との関連について	51
II 手当・年金・医療等	52
1 各種手当	53
2 見舞金	54
(1) 被爆者見舞金	54
3 年金等	55
(1) 障害基礎年金の支給	55
(2) 障害厚生年金（障害共済年金）の支給	55
(3) 心身障害者扶養共済制度	56
4 手当・年金の併給制度	57

5	福祉医療制度	58
	(1) 母子家庭等医療制度	58
	(2) 子ども医療制度	58
	(3) 心身障害者医療制度	59
	(4) 後期高齢者福祉医療費給付制度	60
	(5) 医療費の助成について	61
Ⅲ	子どもの福祉	62
1	児童手当等の支給	63
2	児童相談・指導	64
	(1) 家庭児童相談室	64
	(2) 子育て支援センター事業	64
	(3) ファミリー・サポート・センター事業	64
	(4) 親子通所療育事業（ひまわりルーム）	65
	(5) 利用者支援事業	65
	(6) 児童発達支援センター事業（知立市立ひまわり園）	65
3	保育所・小規模保育事業所・認定こども園について	66
	(1) 保育所・小規模保育事業所・認定こども園（保育所部分）について	67
	(2) 障がい児保育	68
	(3) 乳児保育（3歳未満児）	68
	(4) 休日保育	68
	(5) 一時保育	68
	(6) 病児・病後児保育	68
	(7) 知立市保育所・小規模保育事業所・認定こども園一覧表	69
4	児童センター事業	70
	(1) 児童センター	70
	(2) 放課後児童クラブ	70
5	児童遊園	71
Ⅳ	ひとり親家庭の福祉	72
1	ひとり親家庭相談・支援	73
	(1) 母子・父子自立支援員	73
	(2) ひとり親家庭等への支援員の派遣	73
	(3) 自立支援教育訓練給付金	73
	(4) 高等職業訓練促進給付金	74
	(5) 高等学校卒業程度認定試験給付金	74
	(6) 養育費に関する補助金	74
Ⅴ	高齢者の福祉	75
1	在宅福祉対策	76

(1) 寝具洗濯、乾燥サービス	76
(2) 日常生活用具給付事業	76
(3) 福祉電話の設置	76
(4) 緊急通報装置の設置	77
(5) 宅配給食サービス	77
(6) 徘徊高齢者位置情報サービス	77
(7) 徘徊高齢者等見守りネットワーク（通称いまどこねっと）	77
(8) 個人賠償責任保険	78
(9) 成年後見制度に係る市長による審判請求手続等	78
(10) 外出支援サービス	78
(11) 介護用品購入費支給	79
(12) 住宅改善費の補助	79
(13) 訪問理美容サービス	79
(14) ねたきり高齢者等介護人手当	79
(15) 119 あんしん君（救急医療情報キット）の配布	79
(16) 介護中マークの配布	80
(17) 相談施設	80
(18) ひまわりカフェ	82
(19) 認知症のご本人の交流会 本人ミーティング	82
(20) 認知症の人を介護する家族交流会	82
2 その他	83
(1) 公営住宅の入居	83
(2) 敬老金等支給事業	83
3 介護保険制度について	84
(1) 要介護認定の流れ	84
(2) サービスの利用のしかた	84
(3) 「介護予防・日常生活支援総合事業」について	84
4 老人福祉施設等	85
(1) 養護老人ホーム	85
(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	85
(3) 老人保健施設（介護老人保健施設）	86
(4) 軽費老人ホーム	86
(5) 有料老人ホーム	87
(6) 認知症高齢者グループホーム	87
VI 知立市社会福祉協議会	88
1 相談事業（無料）	89
2 ボランティア・市民活動センター事業	89
3 貸付事業	90

(1) 生活福祉資金	90
(2) 臨時特例つなぎ資金	91
(3) かきつばた資金	91
4 在宅福祉事業	92
(1) 車いすの貸出	92
(2) 声の広報「ちりゅう」の提供	92
(3) おもちゃ図書館	92
(4) おもちゃ病院	92
(5) 福祉機器リサイクル事業	92
(6) 福祉車両貸与事業	93
(7) 理・美容サービス	93
(8) 敬老金の贈呈	93
(9) 助成金の支給	93
(10) 障がい児（者）親子交流会	93
(11) 高齢者サロン活動支援	93
(12) 社協だよりの発行	93
(13) 福祉健康まつりの開催	93
(14) 災害見舞金の支給	94
(15) 歳末義援金の支給	94
(16) 知立市地域福祉センター（福祉の里八ツ田内）会館管理	94
(17) 地域包括支援センター	94
(18) 認知症初期集中支援推進事業	94
(19) 障害者基幹相談支援センター	94
(20) 訪問介護・居宅介護等（ホームヘルパー）	94
(21) 通所介護・生活介護（デイサービス）	94
(22) 地域活動支援センター	94
(23) 日常生活自立支援事業	95
(24) 生活困窮者自立支援事業	95
(25) 家計改善支援事業	95
(26) 成年後見支援事業	95
(27) 生活支援体制整備事業	95
(28) 老人福祉センター事業	95
(29) 身体障害者福祉センター事業	95
VII 関係福祉団体	96

# I 障がい者（児）の福祉

---

問合せ先

福祉課  
障がい福祉係

95-0118

心身に障がいを持つ人が、その障がいを克服しながら家庭や社会でより充実した生活が送れるよう、各種の制度や事業を行っています。

## 1 身体障害者手帳について

---

身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるものです。身体障害者手帳の交付対象となっているのは、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、上肢・下肢・体幹の機能、内臓の機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）の障がいです。重度なものから順に1～6級の認定が、障がいの部位ごとになされ、それぞれの障がいの等級と総合等級が手帳に記載されます。

### (1) 交付の手続

交付を希望される人は、都道府県等に指定された医師にご相談ください。

診断書は、都道府県等に指定された医師でないと書くことができません。知立市内の指定医は、次ページのとおりです。

診断書の様式は、知立市または愛知県のホームページからダウンロードできます。

#### <申請に必要なもの>

- ・診断書（指定医の記入したもの）
  - ・1年以内に撮影された本人の上半身の写真（タテ4cm、ヨコ3cm）
- ※手帳の写真が、幼少期のものや古いものなど、現在の写真に変更を希望する場合は、新しい写真を現在使用中の手帳に添えて、再交付の手続きをしてください。
- ・マイナンバーがわかるもの

### (2) 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた身体障がい者（児）またはその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、福祉課へ届け出てください。

### (3) 手帳の返還

手帳所持者の死亡、障がいの軽減により障がいの程度が該当しなくなったときは、必ず福祉課へ手帳の返還届を提出し、手帳を返還してください。

(4) 知立市内の身体障害者指定医師一覧表

※令和7年2月時点

指定医師名	診療科名	診療に従事する医療機関名			診断する診療部位										
		名称	所在地	電話番号	視覚	聴覚・平衡	音言・そとせふ	肢体	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうじょう・直腸	小腸	免疫	肝臓
村瀬 傑	循環器内科	あいちハート クリニック	東上重原 6丁目70	91-5810					○						
深谷俊介	心臓血管外科	あいちハート クリニック	東上重原 6丁目70	91-5810					○						
加藤孝之	整形外科	医) 秋田病院	宝2丁目 6-12	81-2763				○							
加藤知里	整形外科	医) 秋田病院	宝2丁目 6-12	81-2763				○							
山内高雲	整形外科	医) 秋田病院	宝2丁目 6-12	81-2763				○							
篠邊龍一郎	外科 消化器外科	医) 秋田病院	宝2丁目 6-12	81-2763							○	○		○	
上田幸広	整形外科	医) 秋田病院	宝2丁目 6-12	81-2763				○							
深谷皓孝	脳神経外科	医) 深谷会 富士病院	牛田町西屋敷 137-1	85-1000				○							
深谷雷太	脳神経外科	医) 深谷会 富士病院	牛田町西屋敷 137-1	85-1000				○							
宮本隆子	内科	大山クリニック	南陽 2丁目48	82-0106				○							
小川雄一	内科	おがわ内科 循環器科	谷田町本林 1丁目2-1	81-7011					○						
前川龍也	内科	かきつばた在宅 ケアクリニック	堀切3-18 堀切ビル2階3階	81-8333				○							
米村 穰	内科 外科	かきつばた在宅 ケアクリニック	堀切3-18 堀切ビル2階3階	81-8333				○							
梶田祐司	小児科	かじた子ども クリニック	上重原町蔵福寺 90-2	84-6600				○							
加藤一壽	耳鼻咽喉科	加藤耳鼻咽喉科	新地町古田 15	81-0632		○	音言								
神谷佳康	眼科	神谷眼科医院	本町本 47-2	81-0511	○										

指定医師名	診療科名	診療に従事する医療機関名			診断する診療部位										
		名称	所在地	電話番号	視覚	聴覚・平衡	音言・そくせん	肢体	心臓	じん臓	呼吸器	ぼうじょう・直腸	小腸	免疫	肝臓
佐野雅洋	眼科	酒井眼科医院	新地町西広見 19	81-0603	○										
加藤正大	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科 まさクリニック	谷田町本林 2丁目 10-11	84-3387		○聴覚									
高野大輔	腎臓内科	高野ウェルネス 内科医院	宝2丁目 10-10 -2F	81-0600						○					
竹内保雄	内科	竹内クリニック	上重原町恩田 212	83-0002							○				
與田正樹	整形外科	よだ整形外科	東上重原町城後 63-5	82-7600					○						
鈴木信夫	腎臓	医)研信会 知立クリニック	ハツ田町神明 22	82-1367						○					
松井岳仁	耳鼻咽喉科	医)松井みみ はなクリニック	鳥居 1 丁目 12-13	81-8711		○	○								

※市外の指定医療機関の利用も可能です。

## 2 療育手帳について

療育手帳は、知的障がいのある人に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種支援を受けやすくするために交付されます。

手帳は、愛知県では重度（A）、中度（B）、軽度（C）に区分されています。

手帳の交付を受けた人は、障がいの程度を確認するため、再判定時期に児童相談センターまたは児童・障害者相談センターでの判定が必要です。

### （１）交付の手続

交付を希望される人は、刈谷児童相談センター（18歳未満）または西三河児童・障害者相談センター（18歳以上）へお問合せください。

判定には本人が相談センターで面接を受けることが必要です。

#### ＜申請に必要なもの＞

・1年以内に撮影された本人の上半身の写真（タテ4cm、ヨコ3cm）

※新規で申請する場合は、先に判定の面接をしますので、面接後、申請に必要なものを持参して福祉課にお越しください。

※18歳以上の方が新規で申請する場合は、別に資料等が必要になりますので、事前にお問合せください。

### （２）記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた知的障がい者（児）またはその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、福祉課へ届け出てください。

### （３）手帳の返還

手帳所持者が死亡し、または療育手帳を必要としなくなったときは、必ず福祉課へ手帳の返還届を提出し、手帳を返還してください。

### （４）県外（名古屋市を含む）への転出

県外（名古屋市を含む）へ転出される際は、必ず福祉課へ届け出てください。

### 3 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がい者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進ならびに各種支援を受けやすくするために交付されます。

対象となるのは、統合失調症、気分障がい（うつ病、躁うつ病等）などの精神疾患やてんかん、また、発達障がいでも手帳が交付されることがあります。

手帳は、障がいの程度の重い順に1級～3級まであり、精神疾患の状態および日常生活や社会生活での障がいの状態の両面から総合的に愛知県で判定されます。

#### (1) 交付の手続

交付を希望される人は、医師に相談し、都道府県等が指定する医療機関で診断書の作成を依頼してください。

診断書の様式は、知立市または愛知県のホームページからダウンロードできます。

また、精神障がいにより障害年金を受給している人は、年金証書での手続きもできます。年金証書および年金振込（支払）通知書を添えて申請が必要です。

#### <申請に必要なもの>

##### 新規交付の場合

- ・医師の診断書 または 障害年金の年金証書および直近の年金振込（支払）通知書
- ・1年以内に撮影された写真（タテ4cm、ヨコ3cm）（任意）
- ・マイナンバーがわかるもの

##### 更新の場合

新規交付に必要なものに加え、お手持ちの精神障害者保健福祉手帳が必要です。

※手帳の有効期間は2年間となりますので、更新する場合は、有効期間満了日の3か月前から手続ができます。

#### (2) 記載事項の変更の届出

手帳の交付を受けた精神障がい者（児）またはその保護者は、その氏名、住所等に変更が生じたときは、手帳を持って福祉課へ届け出てください。

#### (3) 手帳の返還

手帳所持者が死亡し、または手帳を必要としなくなったときは、必ず福祉課へ手帳の返還届を提出し、手帳を返還してください。

## 4 自立支援医療費の給付

---

### (1) 自立支援医療費（精神通院）の給付

統合失調症、うつ病、躁うつ病、てんかん、広汎性発達障がい等の治療のために必要となる通院、薬局、デイケア、訪問看護等の医療費を公費で負担します。

医療機関等は、都道府県等が指定するものに限りです。

自立支援医療（精神通院）の認定を受けることにより、医療費の自己負担を原則1割に引き下げることができます。これに併せて、知立市では、精神障害者医療費の助成を実施しています。

#### ＜申請に必要なもの＞

##### 新規の場合

- ・ 医師の診断書 ※精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合は、手帳用の診断書のみで手帳、自立支援医療（精神通院）とも申請できます。）
- ・ 健康保険証 ※マイナンバーカードによる健康保険証情報の連携が開始されていますが、当分の間、健康保険証を確認させていただきます。
- ・ 年金振込（支払）通知書または年金の振込額が分かる通帳の写し
- ・ マイナンバーがわかるもの

##### 更新の場合

新規に必要なものに加え、お手持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）（原本）が必要です。

※自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期間は、原則申請日から1年間です。治療方針に変更がない場合は、診断書の提出は2年に1度でよいとされていますが、再認定を希望する場合は、毎年申請が必要です。なお、再認定の申請は、有効期間満了日の3か月前から手続きができます。（更新案内は行いません。）

##### 記載事項の変更の場合

自立支援医療費の受給者またはその保護者は、その氏名、住所、健康保険証、医療機関等に変更が生じたときは、手続きが必要になります。

- ・ お手持ちの自立支援医療受給者証（精神通院）（原本）
- ・ 健康保険証またはマイナ保険証
- ・ マイナンバーがわかるもの

<知立市内の指定精神通院医療機関等>

※令和6年7月1日現在

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
病院・診療所	医療法人秋田病院	宝2丁目6-12	81-2763
	知立メンタルクリニック	新富2丁目33 ㊦㊦㊦㊦㊦㊦ 3階	83-2677
	高野ウェルネス内科医院	宝2丁目10-10-2F	81-0600
	とくしげ在宅クリニックみかわ	西町新川19-1の2	91-1702
	西中町クリニック	西中町中長1-1	84-3304
	医療法人深谷会 富士病院	牛田町西屋敷137-1	85-5202
	かきつばた在宅ケアクリニック	堀切3丁目18-1 堀切ビル2階3階	81-8333
薬局	アイン薬局 知立店	栄1丁目11	83-6677
	あやめ薬局	南新地1丁目1-5	91-8200
	あんず薬局 知立店	西町新川2-1	84-3470
	クスリのアオキ 上重原薬局	上重原町城後50	91-6170
	コスモス調剤薬局 南陽店	南陽2丁目54	45-5477
	サファイア薬局	谷田町西1丁目14-8	82-3310
	スギ薬局 新林店	新林町平草39-1	45-6330
	スギ薬局 宝町店	宝2丁目10-10	84-3781
	スギ薬局 牛田店	牛田町六反2-3	83-5333
	スギ薬局 知立駅前店	新富2丁目8	84-5161
	セリオ薬局 知立店	鳥居1丁目5-8	91-3336
	そよかぜ薬局 谷田店	谷田町本林2丁目10-10	45-7006
	たんぽぽ薬局 知立店	宝2丁目5-9 クラシエ知立1階	82-5891
	西中町調剤薬局	西中町中長1-9	91-4960
	ファーコス薬局 知立南	南新地3丁目2-7	85-5251
	リリーフ薬局 知立店	東上重原6丁目2-4	93-3505
	弘法薬局 長篠店	鳥居1丁目12-12	83-7198
	本林薬局	谷田町本林1丁目14-13	84-0521
V・drug 知立駅前薬局	中町中90-2	91-8722	
訪問看護	いーね訪問看護ステーション	広見4丁目29 広見ビルビル3A	78-7733
	知立訪問看護ステーション	広見3丁目52 ㊦㊦㊦㊦㊦㊦ 101号室	91-2020
	のどか訪問看護ステーション	新林町新林9-2	93-5551
	訪問看護ステーションはなこ	長田3-30-1	93-8770
	訪問看護ステーションよいかん知立	南陽1-73 WEST WOO1-B	83-2188
	訪問看護ステーション32(サニー)	新林町新林35-34	57-7468
	いーね訪問看護ステーション知立山屋敷	山屋敷町霞山3-14	84-5678

※市外の指定医療機関の利用も可能です。

## (2) 自立支援医療費（更生医療）の給付

身体に障がいのある人がその障がいを除去し、軽減し、または改善するため、人工透析、心臓の手術、関節の手術、肝臓の手術、HIV感染症の治療などを受けるときに、その医療費を公費で負担します。ただし、世帯員の所得に応じ、原則1割の自己負担があります。※所得制限あり

### <対象者>

身体障がい者（18歳以上）

### <申請に必要なもの>

- ・身体障害者手帳
- ・更生医療要否判定意見書
- ・健康保険証またはマイナ保険証
- ・特定疾病療養受療証（腎臓機能障害に係る人工透析療法の場合のみ）
- ・年金振込（支払）通知書または年金の振込額が分かる通帳の写し
- ・マイナンバーがわかるもの

## (3) 自立支援医療費（育成医療）の給付

身体に障がいのある児童が、その障がいを除去し、または改善することで、将来において障がいの軽減が見込まれるための医療を受けるときに、その医療費を公費で負担します。ただし、世帯員の所得に応じ、原則1割の自己負担があります。※所得制限あり

### <対象者>

18歳未満の児童で、生まれつきの障がいや病気などを放置すると、将来、身体に障がいが残ると認められ、手術などにより確実に障がい軽減されると期待できる人

### <申請に必要なもの>

- ・育成医療要否判定意見書
- ・対象児童および児童と同一の世帯に属する者全員の健康保険証またはマイナ保険証
- ・マイナンバーがわかるもの

## 5 相談所

### ●障がい者（児）相談

障がいのある人が自立して生活できるよう障害福祉サービス等に関する情報提供をはじめ、電話、電子メール、来所、訪問等で様々な相談に応じ、関係機関と連携しながら、支援を行っています。

相談施設	所在地 / 連絡先
知立市障害者 基幹相談支援センター (福祉の里ハツ田 内)	住所：〒472-0012 ハツ田町泉 43 番地 電話番号：82-8833 (代表) 45-7285 (直通) ファックス：83-4070 電子メール：soudanshien@chiryu-shakyo.or.jp
相談支援センターけやき	住所：〒472-0046 弘法町弘法山 43 番地 5 電話番号：83-8505 ファックス：82-8723 電子メール：soudan@keyaki-no-kai.jp

### ●衣浦東部保健所

〒448-0857 刈谷市大手町 1 丁目 12  
電話 (代表) 21-4778 FAX 25-1470

#### <対象者>

精神障がい者、難病患者等

#### <業務内容 (精神に関する事) > **ダイヤルイン 21-9337**

- ① こころの健康医師相談日の開設 (事前に予約が必要です。)
- ② アルコール専門相談日の開設 (事前に予約が必要です。)
- ③ こころの健康相談 (心の健康・病気、ひきこもりなどの悩み相談)  
平日 9:00~12:00、13:00~16:30 (祝日、年末年始を除く)
- ④ 家族教室の開催 (精神保健福祉)
- ⑤ 心の健康に関する知識の普及・啓発 (心の健康づくり)

#### <業務内容 (難病等に関する事) > **ダイヤルイン ①21-4778 ②③21-9338**

- ① 医療給付手続き
- ② 療養等の相談 (電話、面接、家庭訪問)
- ③ 患者・家族教室の開催 (神経系)

※①の医療給付手続きについては、安城保健分室でも受け付けています。

### ●衣浦東部保健所 安城保健分室

〒446-8517 安城市横山町下毛賀知 93  
電話 75-7441 FAX 77-2208

## ●刈谷児童相談センター

〒448-0851 刈谷市神田町1-3-4

電話 22-7111 FAX 22-7112

### <対象者>

18歳未満の身体障がい児または知的障がい児

### <業務内容>

- ① 知的障がい児に療育手帳を発行する。
- ② 障がい児の医学的、心理学的判定と必要な療育の相談を行う。
- ③ 障がい児福祉施設への入所手続を行う。

## ●西三河福祉相談センター

〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4

電話 0564-27-2889 FAX 0564-27-2816

### <対象者>

- ・身体障がい者（戦傷病者を含む）
- ・知的障がい者（18歳以上・A判定）

※豊田巡回相談の年金・特児診断は、豊田加茂児童・障害者相談センターで診断を受けたことがある人のみ対象。

### <業務内容>

- ① 身体障がい者に身体障害者手帳を発行する。
- ② 知的障がい者（18歳以上）に療育手帳を発行する。
- ③ 障害基礎年金・特別障害者手当・特別児童扶養手当の診断書を作成する。  
（知的障がい者のみ・診断書の作成には条件があります。）
- ④ 身体障がい者および知的障がい者の医学的、心理的および職能的判定と必要な指導を行う。
- ⑤ 来所が困難な知的障がい者のための巡回相談を実施する。

**\*巡回相談\*・・・予約が必要です。（事前にセンターにお問合せください。）**

療育手帳の判定：午前9時30分、午前11時

年金・特児診断：午後2時、午後2時30分

・豊田巡回相談 豊田市役所

4/10、6/12、8/7、10/16、11/13、12/11、2/12、3/12(※)

・刈谷巡回相談 刈谷市心身障害者福祉会館

5/14(※)、6/10、9/10(※)、10/21、1/14(※)、2/18(※)

令和6年度の日程です。(※)が付いている日の精神科診察はありません。

- ⑥ 18歳以上の身体障がい者、戦傷病者の補装具の処方および適合判定を行う。

**\*相談判定日\*・・・予約が必要です。（事前にセンターにお問合せください。）**

・内科 木曜日（原則月4回）

・眼科 原則第2金曜日

・耳鼻咽喉科 原則第1、3月曜日

・整形外科 火曜日（原則月4回）

・補装具医学判定 原則第1、2、4火曜日

※医師の都合により変更になることがあります。

## 6 補装具・日常生活用具

### (1) 補装具費の支給

身体機能の障がいを補い、自立した日常生活を送るための補装具の購入または修理の費用を支給します。ただし、本人等の市民税の所得割に応じ、原則1割の利用者負担があります。※所得制限あり

また、原則として、医療保険、介護保険等の給付が優先されます。

#### <対象者>

身体障がい者（児）、難病患者等（政令に定める疾病に限る）

#### <購入・修理の流れ>

① 申請に必要なものを持参して、福祉課で申請する。代理で申請する場合は、申請者の認印が必要です。

※補装具の種目等により必要書類が異なります。事前にお問合せください。

- ・指定業者の見積書
- ・意見書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費受給者証（指定難病）等
- ・マイナンバーがわかるもの

② 補装具費の支給ができる場合は、申請者あてに「支給券」を送付します。

③ 申請者が「支給券」を業者に提示し、補装具の購入・修理を行う。

④ 業者に利用者負担額を支払い、補装具の引渡しを受ける。

※購入・修理前に事前に申請が必要です。購入・修理後の申請は支給対象外です。

※補装具ごとに耐用年数が定められており、耐用年数内は特別な理由がない限り再支給できません。

#### <補装具の種目一覧>

区 分	対 象 種 目
視 覚 障 害	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴 覚 障 害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声処理装置の修理に限る）
平 衡 機 能 障 害	車椅子、歩行器、歩行補助つえ
上 肢 障 害	義手、上肢装具
下肢・体幹障がい	義足、下肢装具、靴型装具、体幹装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持椅子（児のみ）、起立保持具（児のみ）、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）
重度障害（両上下肢、音声・言語障害）	重度障害者用意思伝達装置

※介護保険制度が優先される種目は、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえです。ただし、介護保険対象者（⇒P.49）であっても、医師等により障がい者の身体状況に合わせ個別に対応することが必要と判断される場合は、障害者総合支援法により補装具費を支給することがあります。

## (2) 日常生活用具費の支給

心身障がい者（児）および難病患者等が、日常生活を容易にするための用具の費用を支給します。ただし、本人等の市民税の所得割に応じ、原則1割の利用者負担があります。※所得制限あり

また、日常生活用具の種目によっては、介護保険の給付が優先されます。

### <購入の流れ>

- ① 申請に必要なものを持参して、福祉課で申請する。代理で申請する場合は、申請者の認印が必要です。  
※日常生活用具の種目により必要書類が異なります。事前にお問合せください。
  - ・指定業者の見積書
  - ・意見書
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費受給者証（指定難病）等
  - ・所得証明書等（当該年度の課税状況が市で確認できない人のみ）
- ② 日常生活用具費の支給ができる場合は、申請者あてに「支給券」を送付します。
- ③ 申請者が「支給券」を業者に提示し、日常生活用具の購入を行う。
- ④ 業者に利用者負担額を支払い、日常生活用具の引渡しを受ける。  
※購入前に事前に申請が必要です。購入後の申請は支給対象外です。

■重度心身障がい者（児）および難病患者等の日常生活用具対象種目一覧

種目	障がいおよび程度	性能	耐用年数	基準額	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害 2 級以上の人 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある人	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8年	154,000 円
	特殊マット	次のいずれかに該当する人 (1) 療育手帳 A 判定（IQ35 以下）の人 (2) 下肢または体幹機能障害 2 級以上の人（常時介護を要する者に限る。） (3) 難病患者等で寝たきりの状態にある人	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できるもの	5年	19,600 円
	特殊尿器	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害 2 級以上の人（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等で自力で排尿できない人	尿が自動的に吸引されるもの	5年	67,000 円
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、入浴に介助を要する人	障がい者等を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	5年	82,400 円
	体位変換器	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害 2 級以上であって、下着の交換等に介助を要する人 (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある人	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、容易に体位を変換できるもの	5年	15,000 円
	移動用リフト	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害 2 級以上の人 (2) 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	床走行式、固定式または据置式であり、かつ、身体をつり上げまたは体重を支える構造を有するものであって、その構造により自力での移動が困難な人の移動を補助できるもの ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000 円
	訓練いす	下肢または体幹機能障害 2 級以上で、18 歳未満の人	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100 円
	訓練用ベッド	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害 2 級以上で、18 歳未満の人 (2) 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200 円

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
自立生活支援用具	入浴補助用具	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を要する人 (2) 寝たきりの状態にある難病患者等で、入浴に介助を要する人	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助するに当たって、容易に使用できるもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	次のいずれかに該当する人 (1) 下肢または体幹機能障害2級以上の人 (2) 難病患者等で、常時介護を要する人	容易に使用できるもので手すりを付けることができるもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	4,450円 (手すりを付けた場合は、5,400円)
	頭部保護帽	次のいずれかに該当する人 (1) 療育手帳A判定(IQ35以下)または精神障害であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人 (2) 平衡、下肢または体幹機能障害であって、歩行不安定または歩行困難であり、頻繁に転倒する人	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるもの	3年	スポンジ・革製 15,656円 スポンジ・革・プラスチック製 37,852円 (レディメイドの場合は、80%の範囲内の額)
	歩行補助つえ (T字状・棒状のつえ)	平衡、下肢または体幹機能障害であって、片側の使用のみで歩行を十分行うことができる人	容易に使用できるもの	3年	木材 2,266円 軽金属 3,090円 (夜光材付は422円、全面夜光材付は1,236円、外装にラッカーを使用した場合は267円加算)
	移動・移乗支援用具	次のいずれかに該当する人 (1) 平衡、下肢または体幹機能障害であって、家庭内の移動等において介助を必要とする人 (2) 難病患者等で下肢または体幹機能に障がいのある人	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒の予防、立ち上がり動作および移乗動作の補助、段差の解消を目的とするもの ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000円

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
自立生活支援用具	特殊便器	次のいずれかに該当する人 (1)療育手帳A判定（IQ35以下）であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人 (2)上肢障害2級以上の人 (3)難病患者等で上肢機能に障がいのある人	容易に温水温風を出せるもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200円
	火災警報器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（IQ35以下）または精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯ならびにこれに準ずる世帯の人	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年	15,500円 (ただし、1世帯につき、2台を限度とする)
	自動消火器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳A判定（IQ35以下）または精神障害者保健福祉手帳2級以上であって、それぞれ火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯ならびにこれに準ずる世帯の人	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	28,700円
	電磁調理器	18歳以上の者であって、次のいずれかに該当する人 (1)療育手帳A判定（IQ35以下）の人 (2)視覚障害2級以上の人	容易に使用できるもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の人	電波を利用して符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の者（聴覚障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する人に限る。）	音声等による信号を感知し、光や振動に変換して伝達できるもので、持ち運びできるもの	10年	87,400円

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	透析液を加温し、一定の温度に保つもので、持ち運びできるもの	5年	51,500円
	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する人 (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって必要と認められる人	容易に使用できるもの	5年	36,000円
	電気式たん 吸引器	次のいずれかに該当する人 (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって必要と認められる人	容易に使用できるもの	5年	56,400円
	酸素ポンペ 運搬車	呼吸器機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う人	容易に使用できるもの	10年	17,000円
	視覚障害者用 体温計(音声式)	視覚障害2級以上の人	検温結果を音声により伝えることができるもので、容易に使用できるもの	5年	9,000円
	視覚障害者 用 体 重 計	視覚障害2級以上の人	計測結果を音声により伝え、または文字盤に点字等があり、静止させた文字盤および針に直接接触れることができるもので、容易に使用できるもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当する人 (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められる人 (2)難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な人	呼吸状態を継続的にモニタリングすることができるもので、容易に使用できるもの	5年	157,500円

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
在宅療養等支援用具	発電機	人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器のいずれかを使用している人で次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって必要と認められる人	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	10年	110,000円
	人工呼吸器用バッテリー	人工呼吸器を使用している人で次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって必要と認められる人	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（別売りの充電器およびインバーター等を含む）	5年	100,000円
	外部バッテリー（ポータブル電源を含む）	人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器のいずれかを使用している人で次のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる人 (2)呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって必要と認められる人	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力に対応できるもの	5年	50,000円

種目	障がいおよび程度	性能	耐用年数	基準額	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声もしくは言語機能障がいまたは肢体不自由であって、発声および発語に著しい障がいを有する人	携帯式で、言葉を音声または文章に変換できるもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚または上肢機能障害2級以上であって、必要と認められる人	視覚または上肢機能障害に対応したパーソナルコンピュータ周辺機器またはソフトウェア	5年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる人	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障がい者	標準型A 32マス18行 両面書真鍮板製 標準型B 32マス18行 両面書プラスチック製	7年	標準型A 10,712円 標準型B 6,798円 携帯用A 7,416円 携帯用B 1,699円 （価格は天筆を含む）
			携帯用A 32マス4行 片面書アルミニウム製 携帯用B 32マス12行 片面書プラスチック製	5年	
	点字タイプライター	視覚障害2級以上で、原則として就学し、もしくは就労し、または就労する見込みのある人	点字の6点に対応したレバーを叩き点字のみで印字できるもので、容易に使用できるもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の人	音声等により操作ボタンが知覚でき、かつ、DAISY方式による録音または再生できるもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円

種 目	障 が い お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害2級以上の人	文字情報と同一の紙面上 に記載された当該文字情 報を暗号化した情報を読 み取り、音声信号に変換し て出力できるもの	6年	115,000円
	視 覚 障 害 者 用 読 書 器	視覚障がい者であって、本装 置により文字等を読むこと が可能になる人	文字等を撮像し、モニター 画面に拡大して映し出す ための映像信号に変換し て出力し、または撮像した 活字を文字として認識し、 音声信号に変換して出力 できるもの	8年	198,000円
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の人	腕時計または懐中時計で 容易に使用できるもの	10年	触読式 10,300円 音声式 13,300円
	聴覚障害者 用通信装置 (ファックス)	聴覚障がい者または発声・発 語に著しい障がいをもつ 人であって、コミュニケーシ ョン、緊急連絡等の手段と して必要と認められる人	一般の電話に接続するこ とができ、音声の代わりに、 文字等により通信が可能 なもの	5年	71,000円
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装 置によりテレビの視聴が可 能になる人	字幕および手話通訳付き の聴覚障がい者用番組な らびにテレビ番組に字幕 および手話通訳の映像を 合成したものを画面に出 力することができるもので、 かつ、災害時の聴覚障がい 者向け緊急信号を受信す るもの	6年	88,900円
	人工喉頭	音声機能喪失者(喉頭摘出が 確認できる人)	苗式 呼気によりゴム等の膜 を振動させ、ビニール等 の管を通じて音源を口腔 内に導き、構音化するもの	4年	5,150円 (気管カニューレ付は 3,193円増)
電動式 顎下部等にあてた電動 板を駆動させ、経皮的に 音源を口腔内に導き、 構音化するもの			5年	72,203円	

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額	
排泄管理支援用具	ストーマ用装具	ストーマを造設したぼうこう機能障害または直腸機能障害である人	ストーマ用品（収納袋、皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のため使用する各種の用品）であって、容易に使用できるもの	消化器系 8,858 円/月 尿路系 11,639 円/月	
	紙おむつ等	3歳以上で次のいずれかに該当する人 (1)ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない人 (2)二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある人 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある人 (4)6歳未満に発生した脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な人	紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼ、おしり拭き	12,000 円/月	
			洗腸装具	17,716 円/6 ヶ月	
	収尿器	3歳以上で次のいずれかに該当する人 (1)ストーマの著しい変形またはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない人 (2)二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある人 (3)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある人 (4)6歳未満に発生した脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排便・排尿の意思表示が困難な人 (5)下肢または体幹機能障害2級以上であって、高度の排尿機能障害のある人	男性用 採尿器および蓄尿袋で構成し、ラテックス製またはゴム製で尿の逆流防止装置を付けるもの	1 年	普通型 7,931 円 簡易型 5,871 円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで）
			女性用 普通型は、耐久性ゴム製採尿袋を有するもので、簡易型はポリエチレン製採尿袋尿ゴム管付きのもの（採尿袋20枚を1組とする）であるもの	1 年	普通型 8,755 円 簡易型 6,077 円 （収尿器を清潔に保たなければならない場合は2個まで）

種 目	障 がい お よ び 程 度	性 能	耐用年数	基 準 額
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	住宅改修	障がい者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、次に掲げる用具の購入費および改修工事費 (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止および移動の円滑化等のための床材または道路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 人 1 回 限り	300,000 円

※ 電気式たん吸引器には、ネブライザー（吸入器）との一体型のものを含む。

※ 介護保険が優先される種目

特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具（手すり、スロープ等）、移動用リフト、特殊尿器（自動排泄処理装置）、入浴補助用具（簡易浴槽を含む）、便器（腰掛便座）、住宅改修

※ 基準額は、消費税（相当）額込みの額であり、支給対象品目の上限額とする。

※ 脳原性運動機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をいう。）の場合は、上肢、下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

※ 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計および聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※ ストーマ用装具または紙おむつ、脱脂綿、さらし、ガーゼおよびおしり拭きについては、2倍（2か月分）の額を、日常生活用具費支給券1枚に記載できるものとし、1回につき3枚まで一括して交付することができる。

※ 難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者または児童をいう。

### (3) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具費の支給

小児慢性特定疾病により医療費支給認定を受けた児童に対し、日常生活用具の費用を支給することにより、日常生活の便宜を図ります。

#### <対象者>

小児慢性特定疾病による医療費支給認定を受けている方

※小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策および障害者総合支援法による施策の対象となる児童を除く。

#### <購入の流れ>

① 申請に必要なものを持参して、福祉課で申請する。代理で申請する場合は、申請者の認印が必要です。

※日常生活用具の種目により必要書類が異なります。事前にお問合せください。

- ・指定業者の見積書
- ・意見書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、特定医療費受給者証（指定難病）等
- ・所得証明書等（当該年度の課税状況が市で確認できない人のみ）

② 日常生活用具費の支給ができる場合は、申請者あてに「支給券」を送付します。

③ 申請者が「支給券」を業者に提示し、日常生活用具の購入を行う。

④ 業者に利用者負担額を支払い、日常生活用具の引渡しを受ける。

※購入前に事前に申請が必要です。購入後の申請は支給対象外です。

#### <対象種目>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ用装具（消化器系・尿路系）、人工鼻

#### (4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等の助成

軽度・中等度の難聴を持った児童に対し、言語の取得、言語や精神の発達、学力の向上などを支援するため、補聴器の購入または修理の費用を助成します。ただし、本人等の市民税の所得割に応じ、原則1割の利用者負担があります。※所得制限あり

##### <対象者>

両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であることにより身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の児童であって、医師から補聴器装用の必要性を認められたもの

##### <購入・修理の流れ>

- ① 申請に必要なものを持参して、福祉課で申請する。代理で申請する場合は、申請者の認印が必要です。
  - ・指定業者の見積書
  - ・意見書 ※ 指定の様式がありますので、事前にお問合せください。
  - ・所得証明書等（当該年度の課税状況が市で確認できない人のみ）
- ② 補装具費の支給ができる場合は、申請者あてに「助成券」を送付します。
- ③ 申請者が「助成券」を業者に提示し、補装具の購入・修理を行う。
- ④ 業者に利用者負担額を支払い、補装具の引渡しを受ける。

※購入・修理前に事前に申請が必要です。購入・修理後の申請は支給対象外です。

※補装具ごとに耐用年数が定められており、耐用年数内は特別な理由がない限り再支給できません。

##### <助成額>

購入または修理の費用の3分の2の額を助成します。ただし、1個当たりの額が37,000円を超えるときは、37,000円とします。（両耳でそれぞれ1個まで）

## 7 障がい者のサービス

障がい者のサービスは、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害福祉サービス（自立支援給付の介護給付と訓練等給付）、地域の状況に応じて柔軟に実施される地域生活支援事業、18歳未満の児童に療育等のサービスを行う障害児通所支援に分けられます。

原則1割の利用者負担がありますが、利用者およびその配偶者（児童の場合は、保護者）の所得に応じて負担すべき上限額が定められています。

### 障がい者のサービス体系

#### ① 障害福祉サービス

##### 【介護給付】

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所（ショートステイ）
- ・ 重度障害者包括支援
- ・ 施設入所支援
- ・ 旧法の施設支援

##### 【訓練等給付】

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型・B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助（グループホーム）

#### ② 地域生活支援事業

- ・ 地域活動支援センター
- ・ 移動支援
- ・ 日中一時支援

##### ※利用者負担がないサービス

- ・ 相談支援事業
- ・ 訪問入浴
- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣、手話相談

#### ③ 障害児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

#### <負担上限月額>

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般①	市町村民税課税世帯※	居宅で生活する障がい児	4,600円
		居宅で生活する障がい者および20歳未満の施設入居者	9,300円
一般②	上記以外		37,200円

※障がい者…市町村民税所得割16万円未満の世帯

※障がい児および20歳未満の施設入居者…市町村民税所得割28万円未満の世帯

## (1) 障害福祉サービスの内容

### ◎介護給付

名 称	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）や、外出支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護や日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### ◎訓練等給付

名 称	内 容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

## (2) 地域生活支援事業の内容

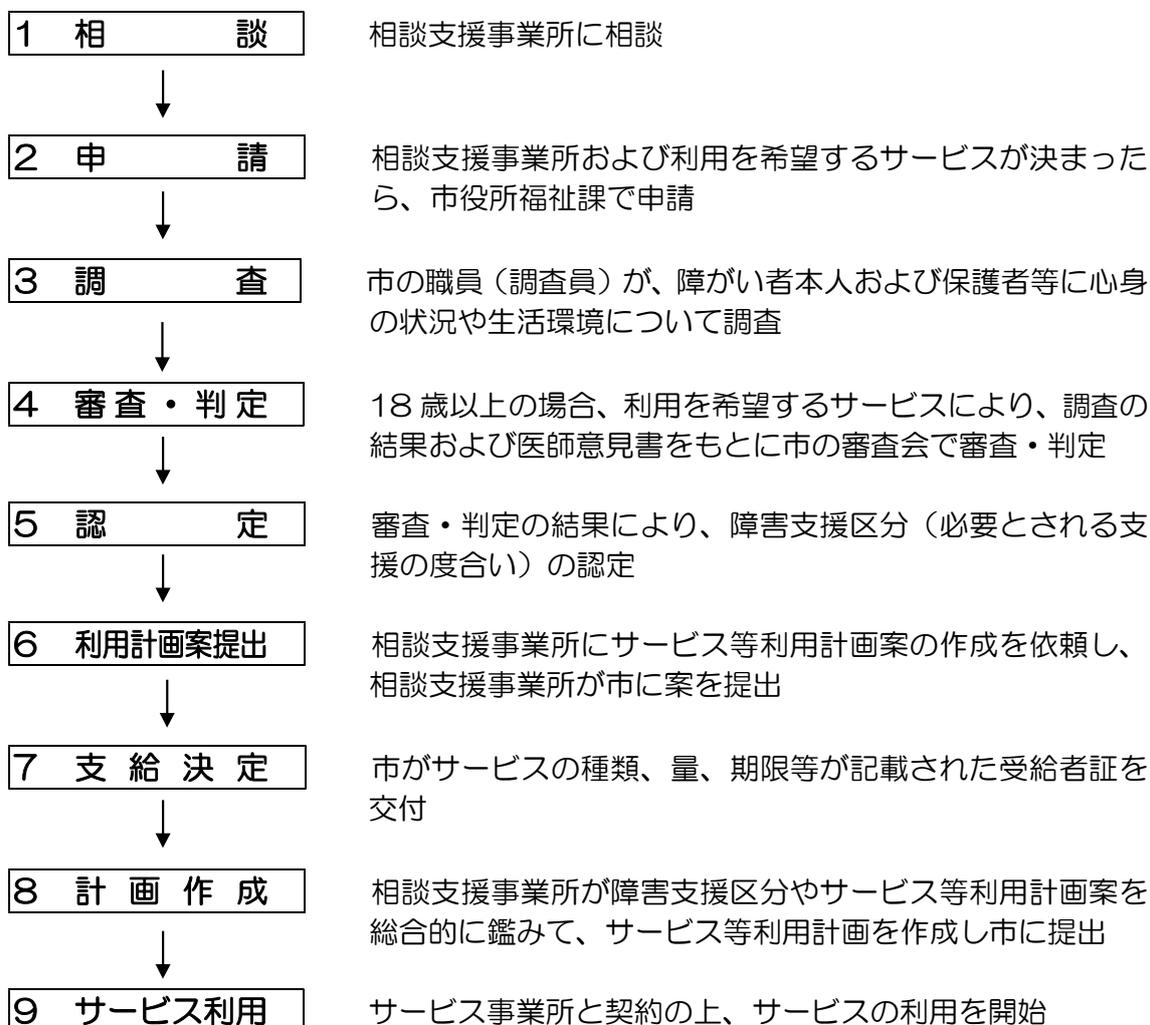
名 称	内 容
地域活動支援センター	通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を提供します。
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（障がい児については、就学児以上）に対し、外出のための支援をします。
日中一時支援	日中、障がい者施設などで障がい者（障がい児については、就学児以上）に活動の場所を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練などを行います。
相談支援事業	地域の障がい者（児）の福祉に関する困りごとについて、相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行います。
訪問入浴	地域における障がい者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。
手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚・言語障がいなどのため意思疎通が困難な障がい者に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

## (3) 障害児通所支援の内容

名 称	内 容
児童発達支援	就学前の障がい児が、身近な地域で適切な支援を受けられるよう自主性と社会性を高め、日常生活への適応能力の増進を図ります。
放課後等デイサービス	就学期(小学校～高等学校)の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	就学前の重度の肢体不自由児について外出が困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等（保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校等）を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

#### (4) 申請からサービス利用までの流れ

障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援に限る）を利用しようとする人は、支給決定が必要になりますので、次の表の流れに沿って手続きをしてください。



※知立市地域生活支援事業の利用を希望する場合も、上記と同様の手続きが必要です。

#### ◀ 相談支援事業所 ▶

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供や関係機関との連絡調整を行い、必要な支援をご提案します。

事業所名	所在地	電話番号	対象
知立市障害者基幹相談支援センター	八ツ田町泉 43	45-7285	全障がい
相談支援センターけやき	弘法町弘法山 43-5	83-8505	全障がい
こもれび第3	西中町中長 50-1	45-7108	全障がい

上記およびその他の事業所の情報については、独立行政法人福祉医療機構ワムネット（<http://www.wam.go.jp/>）にてご確認ください。

(5) 知立市内の障害福祉サービス事業所一覧

訪問系サービス（ホームヘルプサービス等）事業所一覧（※重度訪問介護は重度の肢体不自由者に提供されます。行動援護は身体障がい者には提供されません。）

事業所名	所在地	電話番号	対 象					訪 問 系 サ ー ビ ス の 内 容						
			身 体	知 的	精 神	児 童	難 病	身 体 介 護	家 事 援 助	通 院 介 助	重 度 訪 問	行 動 援 護	同 行 援 護	
知立市社会福祉協議会訪問介護事業所	八ツ田町泉 43	82-8833	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
ニチイケアセンター逢妻	逢妻町道瀬山 38	84-0870	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
ヘルパーステーションウェルネス	宝 3-11-7	70-7370	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
ケアコール知立	東上重原 2-73	91-7458	○		○		○	○		○	○			
ミライエ訪問看護ステーション	山屋敷町霞山 3-14	84-5678	○		○		○	○		○	○			
ニチイケアセンター知立東	南陽 2-175 南陽貸店舗八	84-3332	○					○	○	○				
のどかケアステーション	新林町新林 9-2	93-5551	○					○			○			

日中活動系サービス事業所一覧

サービス種別	事業所名	所在地	電話番号	対 象			
				身体	知的	精神	難病
生活介護	けやき作業所	弘法町弘法山 43-5	82-5700	○	○		
	Ami 支援ネットワークふっくり	谷田町宝土 18-15	55-1585	○	○	○	
	知立市社会福祉協議会生活事業所	八ツ田町泉 43	82-8833	○	○	○	
就労移行支援	わいYOUほーぷ	上重原町城後 75-4	81-3637		○	○	
就労継続支援 (A型)	空(てん)	上重原町中田 33-1	82-7894	○	○	○	
	こもれび第8	宝 3-12-7	81-9101	○	○	○	○
	こもれび第10	弘法 1-10-7	91-3840	○	○	○	○

日中活動系サービス事業所一覧（つづき）

サービス種別	事業所名	所在地	電話番号	対象			
				身体	知的	精神	難病
就労継続支援 (B型)	けやき作業所	弘法町弘法山 43-5	82-5700	○	○		
	第2けやき作業所	八ツ田町泉 45	91-2860	○	○		
	わいYOUほーぷ	上重原町城後 75-4	81-3637	○	○	○	
	ていくYOUあ!たいむ	宝3-8-9	91-9996	○	○	○	
	こもれび第1	堀切3-37-2	81-9102	○	○	○	○
	こもれび第4	南陽1-98	70-7180	○	○	○	○
	こもれび第7	桜木町桜木 66-4 オオヤビル	45-6323	○	○	○	○
	オアシス知立	南陽1-65	68-3330	○	○	○	○
	空(てん)	上重原町中田 33-1	82-7894	○	○	○	
	就労継続支援B型エカヒ	八橋町踊場7-22	83-6210	○	○	○	○
就労定着支援	わいYOUほーぷ	上重原町城後 75-4	81-3637		○	○	
	オアシス知立	南陽1-65	68-3330	○	○	○	○

居住系サービス事業所一覧

サービス種別	事業所名	所在地	電話番号	対象				
				身体	知的	精神	児童	難病
共同生活援助	ホームけやき太陽	上重原町本郷 133	83-0320		○	○		
	ホーム八ツ田	八ツ田町泉 47	82-5280		○	○		
	共同生活援助イオレ	八橋町踊場 72-1	83-6220		○	○		
	NOIE CHIRYU	新林町茶野 37-26	70-8960	○	○	○	○	
短期入所	ショートステイひとやすみ	八ツ田町泉 46	91-5110	○	○		○	
	NOIE CHIRYU	新林町茶野 37-26	70-8960	○	○	○	○	

障害児通所支援事業所一覧

サービス種別	事業所名	所在地	電話番号	対象				
				身体	知的	精神	児童	難病
児童発達支援	知立市立ひまわり園	東栄1-45	81-5500	○	○	○	○	
	cocorone	本町本 44	83-6617	○	○		○	
	cohaku	桜木町桜木 109-1	95-5030	○	○	○	○	○
	チャイルドウィッシュちりゅう	長篠町新田 34-44	84-5186		○		○	
	チャイルドウィッシュちりゅう牛田	新池 3-69 新池 3 丁目東貸店舗	84-5020		○		○	
	S.I.C.KIDS知立校	東上重原4-123 MTビル1F	83-3120	○	○	○	○	
	コペルプラス 知立教室	池端 3-41 アティックビル1階	70-8985	○	○	○	○	
放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス わかばの杜	谷田町西長根 15-1	45-5694	○	○	○	○	
	こもれび第5	南陽 1-98	70-7182	○	○	○	○	
	cocorone	本町本 44	83-6617	○	○		○	
	cohaku	桜木町桜木 109-1	95-5030	○	○	○	○	○
	チャイルドウィッシュちりゅう	長篠町新田 34-44	84-5186		○		○	
	チャイルドウィッシュちりゅう牛田	新池 3-69 新池 3 丁目東貸店舗	84-5020		○		○	
	S.I.C.KIDS知立校	東上重原4-123 MTビル1F	83-3120	○	○	○	○	
	放課後デイサービス やまととなでしこ知立	牛田町稲場 20-1	93-8878	○	○	○	○	
	放課後等デイサービス あそまな・知立	新林町平草 2-2	55-4550		○		○	
保育所等 訪問支援	知立市立ひまわり園	東栄1-45	81-5500	○	○	○	○	

(6) 知立市地域生活支援事業実施事業所一覧

移動支援事業所

※令和6年8月1日現在

	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	知立市社会福祉協議会訪問介護事業所	八ツ田町泉 43	82-8120
2	ラルあゆみ	刈谷市稲場町1丁目302	21-9336
3	Tinker bell	安城市横山町大山田中 47-1	72-5811
4	めだかくらぶ	安城市里町大道寺 8-7	70-8100
5	ヘルパーステーション絆	知多郡東浦町大字緒川字北赤坂 32-2	0562-83-7563
6	ヘルパーステーション笑の家	みよし市三好町西荒田 29-6	0561-33-5633
7	ヘルパーステーションゆずのきの家	刈谷市半城土町本郷 55	28-9857
8	ニチケアセンター逢妻	逢妻町道瀬山 38	84-0870
9	ヘルパーステーションさわやか愛知	大府市共栄町2丁目420-1	0562-44-9206
10	ニチケアセンター三河安城	安城市三河安城本町1丁目32-14	71-5061
11	ニチケアセンター幸町	刈谷市幸町2丁目5-10	62-9026
12	ヘルパーステーションPeace	安城市御幸本町7-8	91-8201
13	ヘルパーステーションなんてん	刈谷市今川町2丁目810	35-5030
14	聴覚障害者支援事業所ほっとくる	名古屋市熱田区神宮3丁目3-11	052-682-1174
15	ヘルパーステーション愛とすずらん	刈谷市板倉町1丁目2-8	24-1601
16	COCO まる	安城市高棚町芦池 215-3	45-6683
17	居宅介護 HELP ON	名古屋市天白区向が丘3丁目1001 サンウッドビル2階東号室	052-846-6582
18	ミライエ訪問看護ステーション	山屋敷町霞山3-14	84-5678
19	ヘルパーステーションリアライズ	安城市御幸本町6-9 神谷ビル2F	95-6240
20	ヘルパーステーションこころの郷	名古屋市港区八百島1丁目307(101号)	052-890-1068
21	ニチケアセンター知立東	南陽2丁目175 南陽貸店舗ハ	84-3332
22	訪問介護ファンタジスタ	碧南市浅間町2丁目121	87-1265
23	ヘルパーステーションオレンジ	安城市安城町名広 85-5	72-6500
24	訪問介護みいな	豊明市二村台7丁目16-13 メゾンいずみ201	050-8884-3774
25	樹ヘルパーリンク	西尾市丁田町前通15番地1	0563-65-3360
26	ヘルパーステーションあい	岡崎市大和町字塗御堂 11-1 コーポラスパルティC棟105号室	0564-73-4633

日中一時支援事業所一覧

	事業所の名称	事業所の所在地	電話番号
1	ハルナ	安城市桜井町咽首 195	99-9860
2	ポテトハウス	安城市和泉町大北 27	92-0070
3	めだかくらぶ	安城市里町大道寺 8-7	70-8100
4	ユスラⅡ	安城市井杭山町一本木 2-3 ヴィラビレッジ 3号棟	71-2380
5	あすテル	新林町平草 53-1	55-4143
6	ここあ	岡崎市井田町字荒居 100	090-9124-1070
7	米山寮盲児部	岡崎市洞町字八王子 1-1	0564-22-7510
8	障害者支援施設ピカリコ	西尾市平口町大溝 75	0563-53-1212
9	ぴよっこハウス	安城市高棚町上荒井 22-3	45-6300
10	聴覚障害者支援事業所ほっとくる	名古屋市熱田区神宮三丁目 3-11	052-682-1174
11	S&Jパンドラ	刈谷市一ツ木 1丁目 1-13	91-5416
12	はぐみん事業所	安城市三河安城本町 1-6-1 ピュアヒルズ 1F	91-8537
13	mirae	安城市横山町大山田中 47-1	74-1180
14	Ami 支援ネットワークほっこり	谷田町宝土 18-15	55-1585
15	ラルあゆみ	刈谷市稲場町 1丁目 302	21-9336
16	日中一時支援なんてん	刈谷市今川町田地池 41-1	45-5116
17	タッチ南風	刈谷市司町 7丁目 37	87-9209

## 8 在宅福祉

### (1) 訪問入浴サービス

家庭において自力または家族等の介助だけでは入浴することが困難な重度の障がい者に、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。ただし、介護保険制度の対象者は、介護保険によるサービス利用が優先されます。

対象者	回数	利用者負担	申請に必要なもの
下肢または体幹機能障害1級または2級の身体障害者手帳所持者で、家庭において入浴することが困難な人	週1回	無料	医師の診断書

### (2) 寝具の洗濯乾燥サービス

ねたきり等の重度心身障がい者の寝具を清潔に保ち、快適に過ごしていただくため、寝具のクリーニング、乾燥をします。

対象者	実施時期	利用者負担
身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の所持者で、家庭においてねたきりの状態等にある人	年4回 (5月・8月・11月・2月)	無料

<申し込み先>

知立市役所長寿介護課長寿係 電話 95-0150

### (3) 地域活動支援センター、身体障がい者デイサービス

在宅の障がい者が社会生活に適應し、いきがいを高めるために機能訓練、創作的活動、レクリエーション等各種サービスを提供します。

実施施設	住所	電話 / F A X	対象者
身体障害者福祉センター (スギ薬局知立福祉アリーナ内)	西町草刈 10-5	電話 55-1804 FAX 55-1804	身
福祉の里ハツ田	ハツ田町泉 43	電話 82-8833 FAX 83-4070	身知精難
かとれあワークス	桜木町桜木 11-2	電話 85-3432 FAX 85-3432	知精

身…身体障がい者、知…知的障がい者、精…精神障がい者、難…難病患者等

※福祉の里ハツ田では、送迎サービスを実施しています。

#### (4) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者で主に手話や要約筆記をコミュニケーション手段としている人に対し、必要に応じて手話通訳者または要約筆記者を派遣します。病院の受診、お子さんの入学式や先生との面談、公的機関や銀行等での手続きや講演会の聴講等、正確な情報が必要な場合に無料でご利用いただけます。(原則、派遣希望日の1週間前までに福祉課に申込をしてください。)

なお、市内の教育・保育・福祉ボランティア団体等が主催する講演会等にも派遣が可能な場合があります。

#### <問合せ・申し込み先>

知立市役所福祉課 手話通訳者・要約筆記者派遣申込専用FAX 番号：83-9816

#### (5) 緊急通報装置の設置

一人暮らしの身体障がい者等が病気などで緊急に連絡をしたいとき、ボタンを押すだけで関係者のところに通報できる装置を設置します。

対象者	利用者負担	申請に必要なもの
一人暮らしの身体障がい者、身体障がい者のみの世帯またはそれに準ずると認められる世帯	無料	印鑑

#### (6) 宅配給食サービス

障がい等により食事の調理が困難な者に対し、昼食または夕食を配達します。心身の状態等の調査(アセスメント)によりサービス内容を決定します。

対象者	配達実施日	利用者負担
障がい等により食事の調理が困難な者であって、次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1・2級または療育手帳A・B判定の交付を受けた人のみの世帯の人 ・難病患者(特定医療費受給者証(指定難病)の交付を受けている人をいう。)または高次脳機能障害と医師の診断を受けている人のみの世帯の人 ・上記に準ずると認められる人	週7回まで	1食300円

#### (7) 徘徊高齢者等見守りネットワーク(通称いまどこねっと)

精神または知的障がい者の方が徘徊により行方不明となった場合に、いまどこねっとサポーターや関係機関に行方不明者の服装や身体的特徴などをメールで配信し、捜索の協力をお願いするものです。

対象者	利用者負担
徘徊のおそれのある精神または知的障がい者	無料

## 9 税の軽減等

### (1) 所得税の軽減

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者であることを申告すると、所得税の課税に際し、障害者控除が適用され、所得税が軽減される可能性があります。

#### <障害者控除>

本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合

※障がいの程度が重度である場合は、控除額が増額されます（特別障害者控除）。

#### <同居特別障害者控除>

同一生計配偶者、扶養親族が特別障がい者（重度障がい者）で、かつ、本人や配偶者、本人と生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合

#### <対象者>

本人、同一生計配偶者または扶養親族が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または戦傷病者等である場合

#### <問合せ先>

刈谷税務署

〒448-8523 刈谷市若松町1-46-1 電話 21-6211

### (2) 相続税の軽減

相続人が85歳未満で障がい者の場合、相続税の額から一定の金額が控除されます。

#### <障害者控除>

障害者控除	85歳までの1年につき10万円
特別障害者控除	85歳までの1年につき20万円

#### <対象者>

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、戦傷病者

#### <問合せ先>

刈谷税務署

〒448-8523 刈谷市若松町1-46-1 電話 21-6211

### (3) 住民税(県民税、市民税)の非課税、軽減

前年分の所得が税法で定められた基準額(合計所得金額が135万円)以下である障がい者には住民税は課税されません。また、本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者であることを申告すると、住民税の課税に際し、障害者控除が適用され、住民税が軽減される可能性があります。

#### <障害者控除>

本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合

※障がいの程度が重度である場合は、控除額が増額されます(特別障害者控除)。

#### <同居特別障害者控除>

同一生計配偶者、扶養親族が特別障がい者(重度障がい者)で、かつ、本人や配偶者、本人と生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合

#### <対象者>

本人、同一生計配偶者または扶養親族が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または戦傷病者等である場合

#### <問合せ先>

知立市役所税務課市民税係 電話 95-0116

#### (4) 自動車税種別割の減免

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または戦傷病者の方が所有・使用される一定の自動車については、自動車税種別割の減免の制度があります。

##### <減免額>

年税額 45,000 円を限度として減免します。グリーン化税制による概ね 15%重課の適用がある自動車は、年税額 51,700 円（概ね 10%重課の適用がある自動車は 49,500 円）が上限となります。

また、年度途中で自動車の新規登録を行った場合等、自動車税種別割が月割計算により課税される場合は、減免額の上限も月割計算した金額となります。

##### <対象となる自動車>

- 1 身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者（※1）、戦傷病者が所有（※2）し、その身体障がい者等自身が運転、使用する自動車
- 2 身体障がい者等（18歳未満の重度身体障がい者または知的障がい者もしくは精神障がい者の場合には、生計を一にする者を含む）が所有（※2）し、専らその身体障がい者等の通学、通園、通院、通所又は生業のため（※3）に生計を一にする者が運転する自動車
- 3 身体障がい者等のみで構成される世帯の重度身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者が所有（※2）し、専らその障がい者の通学、通園、通院、通所または生業のため（※3）に、その障がい者を常時介護する者が運転する自動車

※1 令和元年 10 月 1 日から知的障がい者および精神障がい者本人が所有し、運転する自動車についても、自動車税種別割の減免が適用されます。

※2 自動車検査証には、所有者欄と使用者欄がありますが、所有者欄は障がい者本人の名義であることが必要です。また、使用者欄も一定の場合を除き障がい者本人の名義であることが必要です（売主が自動車の所有権を留保しているときは、使用者欄が障がい者本人の名義であることが必要です。）。

※3 例えば、障がい者の方が入院・入所されている場合は、原則として減免の対象にはなりません。

##### <減免の対象となる障がい者の手帳>

身体障害者手帳、療育手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳  
※等級や判定区分については、以下の問合せ先にお問い合わせください。

##### <申請に必要なもの>

- ・各種障害者手帳
- ・運転する人の免許証
- ・自動車検査証または自動車検査証記録事項が記載された帳票

※申請者や車の使用者によっては住民票等が必要となる場合があります。

### <申請期限>

- 1 新しい自動車を購入する場合または一時抹消された中古車を購入する場合は、運輸支局に新規登録を行うときまで
- 2 ナンバー交付済みの中古車を購入する場合（非課税、課税免除に該当する者が所有していた車の場合は除きます。）は、取得した年度の翌年度の5月31日（納期限（土日祝の場合は翌開庁日））まで（※1）
- 3 現在所有している自動車の定置場を、他の都道府県から愛知県に変更する場合は、変更した年度の翌年度の5月31日（納期限（土日祝の場合は翌開庁日））まで（※1）
- 4 4月1日（賦課期日）現在で所有している自動車は、5月31日（納期限（土日祝の場合は翌開庁日））（※2）まで

また、郵送による申請も行っています。期限は5月31日（納期限（土日祝の場合は翌開庁日））必着です。手帳については、全てのページのコピーを添付してください。

※1 翌年度から減免になります。

※2 5月31日を過ぎてからの申請は、翌年度から減免になります。

### <注意すること>

- ・障害者手帳の交付を受けているかどうかの判定は、減免申請書の提出期限の現況によります。
- ・（軽）自動車税環境性能割も減免制度があります。  
自動車税の減免について、詳しくは以下の問合せ先にお問合せください。

### <問合せ先>

西三河県税事務所

〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 電話 0564-27-2712

## (5) 軽自動車税種別割の減免

対象となる軽自動車等※の所有者（納税義務者）は、軽自動車税種別割の全額減免を受けることができます。

※原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車

### <対象となる人>

次の1～3のどれか1つを満たす軽自動車等を所有する人

- 1 障がいがある人で、「本人」が所有する軽自動車等  
※障がいの種類は、身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者のいずれかで、申請時点で手帳を所有する人
- 2 障がいがある人（18歳未満の障がい者・知的障がい者・精神障がい者のいずれかにあてはまる人に限ります）と、「生計を同一にしている人」が所有する軽自動車等
- 3 専ら身体障がい者、戦傷病者の利用のために改造された軽自動車等

### <申請に必要なもの>

- ・各種障害者手帳
- ・運転する人が所有する運転免許証  
※運転する人とは、障がい者本人・生計を同一にしている人・常時介護している人（障がい者のみで構成される世帯の場合に限る）のいずれかにあてはまる人に限ります。
- ・自動車検査証（電子車検証の場合は併せて自動車検査証記録事項）

### <申請期間>

毎年4月2日（土日祝の場合は翌開庁日）から軽自動車税種別割の納期限までです。  
申請期間を過ぎると、当年度の減免を受けることはできません。

### <注意すること>

- ・次年度以降も減免の適用を希望する場合、毎年度申請していただく必要があります。
- ・手帳に書いてある障がいの等級・区分（例・○級、第○項症、判定A）の条件はありません。
- ・車検用の納税証明書には軽自動車税種別割を減免した旨の表記がされます。
- ・申請受付後、障害者手帳の備考欄に「軽自動車税減免申請済」印の押印またはシールを交付します。
- ・次の制度と重複して減免を受けることはできません。  
知立市障害者福祉タクシー料金助成利用券（詳細は福祉課へ）  
高齢者外出支援サービス利用券（詳細は長寿介護課へ）  
自動車税種別割（障がい者1人で、1台分の税減免）

### <問合せ先>

知立市役所税務課市民税係 電話 95-0116

## 10 社会生活

### (1) NHK受信料の免除

NHKへ免除申請書（福祉事務所長の証明が必要）を提出した月から受信料が免除されます。全額免除の場合と半額免除の場合があります。

#### <対象者>

全額免除	①身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税 ②社会福祉事業施設入所者
半額免除	①視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 ②身体障がい者（1・2級）、知的障がい者（A判定）、精神障がい者（1級）が世帯主で受信契約者 ③重度（特別項症～第1款症）の戦傷病者が世帯主で受信契約者

#### <申請に必要なもの>

- ・各種障害者手帳
- ・印鑑

### (2) 携帯電話基本使用料等の割引

障がい者が使用する携帯電話基本使用料等が割引されます。

#### <対象者>

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人で、申込をした人

#### <問合せ先>

各携帯電話会社

### (3) 公営住宅への入居

住宅に困窮する低所得者のために、県営および市営住宅が設置されています。入居には所得制限等の申し込み資格に適合する必要があります。

下記に該当する心身障がい者世帯は、入居決定のための抽選で倍率優遇を受けられる場合があります。

#### <対象者>

申込者本人または同居家族の中に身体障がい者（４級以上）、知的障がい者（中度以上）、精神障がい者（２級以上）、または恩給法別表第１号表の３第１款症以上の障がいがある戦傷病者のいる世帯です。

#### <問合せ先>

##### 1. 県営住宅

- ・三河住宅管理事務所知立支所 電話 84-5677  
（知立地区の県営住宅、申し込み資格等のお問合せ）
- ・県営住宅テレホンサービス 電話 052-971-4118  
（募集状況を電話でお知らせしています。）

##### 2. 市営住宅

知立市役所建築課施設管理係 電話 95-0156

### (4) 郵便等による不在者投票

外出困難な身体障がい者等が各選挙において自宅で投票の記載をし、これを郵便等により選挙管理委員会に送付して投票することができる制度です。

※利用に当たっては、選挙管理委員会ですらに登録手続きをすることが必要です。

対 象 者	備 考
<p>選挙権を有する人で、次に掲げる身体障害者手帳を所持する人</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・両下肢、体幹または移動機能の障がい〔１・２級〕</li><li>・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい〔１・３級〕</li><li>・免疫または肝臓の障がい〔１級～３級〕</li></ul> <p>また、上記対象者で、次に掲げる障がいがあるため、自ら投票の記載をすることができない人は、自らの投票を代理記載する人をあらかじめ選挙管理委員会に届け出ることができます（代理記載制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上肢または視覚の障がい〔１級〕</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・戦傷病者手帳を所持する左記と同程度の身体障がいのある人</li><li>・介護保険の要介護状態区分が要介護５の人</li></ul> <p>も対象になります。</p>

#### <問合せ先>

知立市役所総務課総務係（選挙管理委員会） 電話 95-0113

## 1 1 交通

### (1) 身体障害者用自動車改造費の助成

上肢・下肢・体幹機能障がいのある人が就労等のため、自動車を取得する場合、免許の条件である操向装置等の改造に要する経費を補助します。※所得制限あり

改造費の助成を受けるには、あらかじめ福祉課に必要書類を提出し、承認を受ける必要があります。その後、改造が完了した日から6か月以内に報告してください。

＜対象者＞身体障がい者であって、道路交通法第91条による免許の条件を付された人

＜補助限度額＞10万円

＜申請に必要なもの（改造前）＞

- ・身体障害者手帳
- ・自動車運転免許証
- ・改造施工業者の見積書
- ・改造部品等のカタログ等
- ・改造前の自動車の写真（改造する箇所が分かるように撮影すること）

＜請求に必要なもの（改造後）＞

- ・自動車検査証の写し
- ・改造施工業者の領収証の写し
- ・改造後の自動車の写真（改造した箇所が分かるように撮影すること）
- ・本人名義の預金通帳

### (2) 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身体障がい者が自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に必要な経費の一部を補助します。

＜対象者＞

身体障がい者で次の条件を満たす人

- ・就労、通院、通学等のため免許を取得しようとしていること。
- ・免許取得日から申請日まで引き続き市内に住んでいること。
- ・道路交通法に規定する自動車教習所または改造した普通自動車を備え、身体障がい者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を修得し、免許を取得すること（限定解除を含む）。

※免許取得後に身体障がい者となり、臨時適性検査により免許の更新をしようとする者を除く。

＜補助金額＞

取得に要した経費の2/3以内（上限額10万円）

＜申請に必要なもの＞

- ・身体障害者手帳
- ・自動車運転免許証
- ・免許証取得に要した経費を明らかにしたもの
- ・本人名義の預金通帳

### (3) 駐車可の標章の交付

県公安委員会から駐車可の標章の交付を受け、現に障がい者本人が使用中の場合に限り、道路標識等による駐車禁止または時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。

#### <身体障がい者等駐車禁止除外指定車標章交付対象者>

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級の1、(4級の2)	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1または2級の2	
	下肢不自由	1級から4級までの各級 (下肢不自由5級の障害を2以上有している方)	
	体幹不自由	1級から3級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級または2級(一上肢にのみ運動機能障害がある場合は除きます。)
		移動機能	1級または2級、(3級、4級)
	心臓機能障害	1級または3級、(4級)	
	じん臓機能障害	1級または3級	
	呼吸器機能障害	1級または3級、(4級)	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級または3級	
	小腸機能障害	1級または3級	
	免疫機能障害	1級から3級までの各級、(4級)	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級		
戦傷病者手帳	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害	特別項症から第四項症までの各項症	
	上肢・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症	
療育手帳	A判定		
愛護手帳	1度または2度		
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている人		

※「障害の級別」とは、手帳の「障害名」欄に記載されている個々の障害の級別です。

※新規の申請で、次の障害の級別（対象一覧の（○級））には、特定医の「意見書」または「診断書」等が必要です。

- ・視覚障害・・・4級の2
- ・運動機能障害（移動）・・・3級または4級
- ・心臓機能障害・・・4級
- ・呼吸器機能障害・・・4級
- ・免疫機能障害・・・4級
- ・下肢不自由5級に該当する障害を2以上有している方（下肢不自由5級以外の障害との重複は対象外）

※身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている中で対象外の方は、特定医が「歩行が困難であることにより社会での日常生活活動が著しく制限されると認められる」旨を記載した「意見書」または「診断書」等を添付する必要があります。

※駐車除外標章は「人」に対して有効な標章です。交付を受けた人が乗車していれば車は限定されません。

＜申請に必要なもの＞※住所地を管轄する警察署に申請してください。

- ①各種障害者手帳およびその写し
- ②指定医の「意見書」「診断書」等（必要な場合）
- ③交付対象者の代理人が申請する場合は、関係を疎明する書面等（代理人の申請ができるのは親族のみです。）
- ④更新または再交付の場合は、既存の駐車禁止等除外指定車標章

＜問合せ先＞

安城警察署交通課

〒446-0045 安城市横山町下毛賀知 117 電話 76-0110

#### (4) 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら自動車を運転する場合または第1種身体障がい者もしくは第1種知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合に通行料金が割引されます。(1種・2種については(6)参照) 割引率は50%以内です。

対 象 者	申 請 に 必 要 な も の
①本人が運転する場合 ・身体障がい者 ②本人以外が運転し、本人は同乗する場合 ・第1種身体障がい者 ・第1種知的障がい者を介護する人  ※手帳へのシール貼付が必要です。 ※障がい者1人につき車両1台まで事前に登録できます。 ※車両の所有者が法人である場合や営業用車両、軽トラックは登録できません。	①身体障害者手帳または療育手帳 ②車検証 (割引適用を受けたい車両のもの。なお、 <u>所有者の氏名が個人名義のものに限ります。</u> ※割賦購入または長期リースにより自動車を利用している場合は、自動車検証等の「使用者の氏名または名称」欄が個人名であることを確認のうえ、 <u>割賦契約書またはリース契約書を持参して申請に来てください。</u> ) ③運転免許証(障がい者本人が運転する場合のみ)  ※ETCを利用する場合は、上記に加え次のものが必要です。 ④ETCカード(原則として障がい者本人名義) ⑤割引適用を受けたい車両に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

#### (5) 航空旅客運賃の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者およびその介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。

対 象 者	内 容
・12歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 ・戦傷病者(定められた障がいの人) ・介護者	●第1種障がい者が単独または介護者とともに搭乗する場合は本人と介護者1名が割引対象 ●第2種障がい者、その他の障がい者が単独で搭乗する場合

※精神障がい者の場合は、精神障害者保健福祉手帳が搭乗日当日に有効期限内であるものに限りです。

## (6) JR各社旅客運賃等の割引

身体障がい者、知的障がい者およびその介護者がJR各社の経営する鉄道、航路、自動車道および連絡運輸の取扱をする会社線に乗車・乗船する場合に、運賃等が割引されます。

- ・障がいの部位、程度により、第1種と第2種に区分されます。(下記の表参照)
- ・割引率は5割です。(ただし、自動車線の定期乗車券は3割です。)
- ・割引を受ける際には、手帳の携帯が必要です。

### <表：種別区分と対象者>

区 分	対 象 者
第1種身体障がい者	視覚障がい1～3級、4級の一部 聴覚障がい2～3級 肢体不自由1～3級(一部を除く) 内部障がい1～4級(一部を除く)
第2種身体障がい者	第1種に該当しない身体障がい者
第1種知的障がい者	療育手帳A判定
第2種知的障がい者	第1種に該当しない療育手帳所持者
介 護 者	第1種身体障がい者または第1種知的障がい者を介護する人

### <表：JR鉄道線における割引>

対 象 者	割引対象乗車券類(鉄道)	備 考
第1種身体・知的障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券(小児を除く)	私鉄等他鉄道会社船とまたがる場合を含みます。 回数乗車券はJR単独の発売のみ。
第1種・第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	片道の営業キロが100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含む)のみ割引可。
12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券(小児を除く)	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。

## (7) 各タクシー会社によるタクシー料金の割引

障がい者がタクシーを利用した場合に、規定料金の1割が割引となります。

※各種障害者手帳の提示が必要です。

### <問合せ先>

各タクシー会社営業所

### (8) 障害者福祉タクシー券（知立市障害者福祉タクシー料金助成利用券）の交付

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者に、タクシー券を交付します。タクシー券は交付された年度内に限り有効です。毎年度4月から、その年度分のタクシー券の申請を受付けます。

対象者	助成額	申請に必要なもの
・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A・B判定 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級 (自動車税または軽自動車税の減免を受けている人は対象になりません。)	タクシー券1枚で初乗運賃の9割分が助成されます。 (ご利用のタクシー会社によって、1枚の助成額が違う場合があります。)	・各種障害者手帳 ・印鑑(代理申請の場合)

#### <交付枚数>

- ・申請月から年度末まで1か月あたり3枚の割合で交付します。  
例) 4月に申請→36枚交付  
5月に申請→33枚交付
- ・重度の肢体不自由等により福祉タクシーを利用している人は、申請時にその旨を申し出ることによって交付枚数が1か月あたり6枚になります。
- ・週2回以上同じ医療機関に通院している人は、その医療機関で所定の用紙に通院回数証明を受けることで、同一年度内にタクシー券の追加交付ができます。

#### <利用方法>

- ・タクシー券を使うときは、必ず障害者手帳を提示してください。
- ・1回の乗車につき最大で6枚までタクシー券を使用できます。

### (9) 知立市有料駐車場プリペイドカードの交付

知立市駅前駐車場のプリペイドカードを交付します。

#### <対象者>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する人で、自動車税または軽自動車税の減免を受けている人。前回の交付から1年経過した日の属する月の初日から申請できます。

#### <枚数>

年間2枚（1,100円券）

#### <申請に必要なもの>

- ・各種障害者手帳（自動車税または軽自動車税の減免の印が押されたもの）

### (10) ミニバス利用料金の減免

障がい者がミニバスを利用した場合に、障がい者とその付添者1名の料金が無料となります。

#### <対象者>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する人  
※各種障害者手帳の提示が必要です。マイナポータル連携された「ミライロID」に限り、上記手帳の代替としてご利用いただけます。

#### <問合せ先>

知立市役所まちづくり課まちづくり推進係 電話 95-0158

## (11) 名鉄バス障がい者割引

### <身体障害者手帳・療育手帳>

身体障害者手帳または療育手帳を所持する人とその付添者が乗車する場合に、運賃が割引されます。「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄の種別により、付添者の割引が異なります。

対象者			普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券
旅客鉄道株式会社 運賃減額の種別	1種	本人	5割引	3割引
		付添者	5割引	3割引
	2種	本人	5割引	3割引

※長距離高速バス、近距離高速バス、高速道路を走行する空港バスは割引適用外です。

※定期旅客運賃の割引につきましては大人のみのお取扱いとなります。

※付き添いの方の定期乗車券につきましては、手帳をお持ちの方と購入区間および有効期間が同一で、同時に購入する場合に発売いたします。

なお、手帳をお持ちの方が通学定期乗車券をご購入される場合でも、付き添いの方には通勤定期乗車券に限り発売いたします。

※マイナポータル連携された「ミライロID」(スマートフォンアプリ)に限り、手帳の代替としてご利用いただけます。

### <精神障害者保健福祉手帳>

精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する人および1・2級を所持する人とその付添者が乗車する場合に、運賃が割引されます。

対象者			普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券
精神障害者保健福祉手帳の障害等級	1・2級	本人	5割引	3割引
		付添者	5割引	3割引
	3級	本人	5割引	3割引

※長距離高速バス、近距離高速バス、高速道路を走行する空港バスは割引適用外です。

※定期旅客運賃の割引につきましては大人のみのお取扱いとなります。

※付き添いの方の定期乗車券につきましては、手帳をお持ちの方と購入区間および有効期間が同一で、同時に購入する場合に発売いたします。

なお、手帳をお持ちの方が通学定期乗車券をご購入される場合でも、付き添いの方には通勤定期乗車券に限り発売いたします。

※マイナポータル連携された「ミライロID」(スマートフォンアプリ)に限り、手帳の代替としてご利用いただけます。

## 12 介護保険制度との関連について

---

障がい者の各種福祉サービスについては、介護保険制度が導入されたことにより、障害者福祉サービスと介護保険制度におけるサービスとで重複するものについては、原則として介護保険制度によるサービス利用が優先となりますのでご注意ください。

なお、介護保険対象者がこうしたサービスを受ける場合の窓口は長寿介護課です。介護保険の対象となる人は次のとおりです。

### 【介護保険対象者】

- ① 65歳以上の人
- ② 40歳以上65歳未満で次に掲げる16の特定疾病に該当する人

### 【16の特定疾病】

がん（末期がん）  
筋萎縮性側索硬化症  
後縦靭帯骨化症  
骨折を伴う骨粗鬆症  
進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）  
初老期における認知症  
脊髄小脳変性症  
脊柱管狭窄症  
早老症  
多系統萎縮症  
糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症  
脳血管疾患  
閉塞性動脈硬化症  
関節リウマチ  
慢性閉塞性肺疾患  
両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## Ⅱ 手当・年金・医療等

---

問合せ先

---

手当・見舞金

福祉課 障がい福祉係

95-0118

年金 国保医療課 国保年金係

95-0123

医療 国保医療課 医療係

95-0151

# 1 各種手当

障害者手帳が交付されると、各種の障害者手当の対象になることがあります。  
手帳をお渡しする際に、福祉課からご案内します。

種類	対象者	手当月額	支給月	所得制限	
特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する人（施設入所、3月超入院の場合は対象外）	A種 35,690円 B種 29,890円 C種 28,840円	5月 8月 11月 2月 (原則10日支払)	有	
障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時介護を要する人（施設入所の場合は対象外）	A種 22,590円 B種 16,840円 C種 15,690円		有	
特別児童扶養手当	療育手帳A・B程度、身体障害者手帳1～3級(4級の一部を含む)程度の障がいをもつ20歳未満の児童を育てている人（施設入所の場合は対象外）	1級 55,350円 2級 36,860円	4月 8月 11月 (原則11日支払)	有	
在宅重度障害者手当	手帳交付時点で65歳未満で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A(IQ35以下)の人、身体障害者手帳3級かつ療育手帳A(IQ50以下)の人（施設入所、3月超入院の場合は対象外）	1種 15,500円 2種 6,750円	4月 8月 12月 (原則25日支払)	有	
心身障害者扶助料	手帳交付時点で65歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する人	身体1・2級/療育A/精神1級	4,000円	9月 3月 (原則末日支払)	有
		身体3級/療育B/精神2級	3,000円		
		身体4級	2,500円		
		身体5・6級/療育C/精神3級	2,000円		

- ※ 特別障害者手当、障害児福祉手当には愛知県による加算額も含まれています。
- ※ 心身障害者扶助料以外の手当については、毎年8月頃（手当によって期間が異なります。）に所得状況届を提出する必要があります。所得状況届の提出がない場合は、手当の受給が停止されます。
- ※ 制度の改正により、手当月額が変更される場合があります。
- ※ 施設入所の範囲については、福祉課へお問合せください。

## 2 見舞金

---

### (1) 被爆者見舞金

対 象 者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、「被爆者健康手帳」の交付を受けている人
支 給 条 件	毎年度の6月1日現在において、本市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている人
申 請 方 法	初回は、福祉課窓口で申請が必要。以後、申請の必要はありません。
支 給 額	年額1万円
持 ち 物	① 被爆者健康手帳 ② 本人名義の預金通帳

### 3 年金等

#### (1) 障害基礎年金の支給

国民年金に加入している期間中などに一定の障がいの状態になり、一定の要件を満たして認定された人に年金を支給します。

※ 障害福祉年金からの移行者および 20 歳未満の障がい者が 20 歳に到達した場合の障害基礎年金には所得制限があります。

※ 申請者によって必要書類が異なります。

支給対象	年金の額（年額）	支給月
身体障がい者・精神障がい者で国民年金法施行令に定める等級に該当する人 ※等級は障害者手帳と異なります。	<1級> 【67歳以下の方】 （昭和31年4月2日以後生まれ） 1,020,000円＋子の加算額＊	偶数月
	【68歳以上の方】 （昭和31年4月1日以前生まれ） 1,017,125円＋子の加算額＊	
	<2級> 【67歳以下の方】 （昭和31年4月2日以後生まれ） 816,000円＋子の加算額＊	
	【68歳以上の方】 （昭和31年4月1日以前生まれ） 813,700円＋子の加算額＊	
	＊子の加算額 2人まで 1人につき 234,800円 3人目以降 1人につき 78,300円	

#### <問合せ先>

知立市役所国保医療課国保年金係 電話 95-0123

#### (2) 障害厚生年金（障害共済年金）の支給

厚生（共済）年金保険の被保険者が疾病や負傷により一定の障がいの状態になったときに、国民年金の障害基礎年金に上乗せして支給されます。

#### <問合せ先>

刈谷年金事務所

〒448-8662 刈谷市寿町1-401 電話 21-2110

### (3) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一事（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある人に終身一定額の年金が支給されます。

#### <加入の要件>

障がいのある人の範囲	保護者の要件
1. 知的障がい 2. 身体障がい1～3級 3. 1、2と同程度の障がい（例：自閉症、統合失調症、血友病など永続的な障がいのある人）	1. 加入年度の4月1日時点で満65歳未満の人。 2. 特別の疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる人。 3. 障がいのある人1人に対して、加入できる保護者は1人です。

#### <年金額>

1口 月額 20,000円

※口数は障がいのある人1人につき2口までです。

#### <掛金>

加入者の年齢（加入年度当初）	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

※低所得の世帯には掛金の減免制度があります。

※加入期間が20年以上で、かつ加入者が年度当初に65歳以上である場合、それ以降の加入月から掛金が免除されます。

#### <年金給付金の支給>

1. 年金は、障がいのある人の生涯にわたって支給されます。

1口加入の人……………月額 20,000円

2口加入の人……………月額 40,000円

2. 加入者が死亡または重度障がいと認められたときは、その月から障がいのある人に対し、年金が支給されます。

#### <心身障害者扶養共済に加入している人>

加入者、障がい者、年金管理者の人の住所、氏名等変更があったときは、速やかに福祉課に届け出てください。

## 4 手当・年金の併給制度

手当、年金制度においては、重複して手当等を受けられない場合があります。

<主な手当等の併給制限の一覧>

(○は併給可、△は条件により併給可)

		国 制 度					県 制 度		市 制 度		年 金 制 度			
		特別障害者手当	障害児福祉手当	経過的福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	在宅重度障害者手当	遺児手当	心身障害者扶助料	遺児手当	障害基礎年金	老齢福祉年金	老齢基礎年金	遺族基礎年金
国 制 度	特別障害者手当				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	障害児福祉手当				○	○		○	○					○
	経過的福祉手当				○	○		○	○		○	○	○	○
	特別児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
	児童扶養手当	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△	△
県 制 度	在宅重度障害者手当				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	遺児手当	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
市 制 度	心身障害者扶助料				○	○		○	○	○	○	○	○	○
	遺児手当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年 金 制 度	障害基礎年金	○			△	△	○	○	○					
	老齢福祉年金	○		○	○	○	○	○	○					
	老齢基礎年金	○		○	○	△	○	○	○					
	遺族基礎年金	○	○	○	○	△	○	○	○					

## 5 福祉医療制度

### (1) 母子家庭等医療制度

事業	内容	対象者	所得制限
母子家庭等医療費の公費支給	母子家庭(父が重度の障がいを持つ家庭を含む)、父子家庭(母が重度の障がいを持つ家庭を含む)が医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子、父子家庭で18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童がいる家庭の母、父および児童</li> <li>父母のいない18歳以下の児童</li> </ul>	有

### (2) 子ども医療制度

事業	内容	対象者	所得制限
子ども医療費の公費支給	子どもが医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校3年生修了前までの子ども(15歳到達年度末まで)</li> <li>高校生世代(18歳到達年度末まで)の入院医療を受けた人</li> </ul>	無

### (3) 心身障害者医療制度

事業	内容	対象者	所得制限
障害者医療費の公費支給	医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者 1～3 級（腎臓機能障害は 4 級、進行性筋萎縮症は 4～6 級も対象）</li> <li>・療育手帳 A または B 判定の人</li> <li>・自閉症状群と診断されている人</li> </ul>	無
精神障害者医療費の公費支給	精神障がい者（精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条該当者）が入院医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額（高額療養費や附加給付を控除した額）の 2 分の 1 を公費で支給します。	精神障がい者（精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条該当者）で、入院医療を受ける際に、国保医療課に申請をした人	無
	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療を受けた場合、医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	自立支援医療受給者証（精神通院）所持者	無
	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者については、全疾病を助成対象とし、入院については医療保険における自己負担相当額（高額療養費や附加給付を控除した額）、通院については医療保険における自己負担相当額を公費で支給します。	精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者	無

#### (4) 後期高齢者福祉医療費給付制度

後期高齢者医療の被保険者のうち、下記の要件に該当する人に対して、医療費の自己負担額（入院・通院）を、後期高齢者福祉医療費として給付する制度です。

##### <対象の範囲>

- ・身体障がい者 1～3 級（腎臓機能障害は 4 級、進行性筋萎縮症は 4～6 級も対象）
- ・療育手帳 A・B 判定の人
- ・自閉症状群と診断されている人
- ・戦傷病者手帳を保持している人（所得制限あり）
- ・母子家庭等医療の人（所得制限あり）
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人
- ・精神保健福祉法の規定による措置入院をしている人
- ・感染症予防法の規定による命令入所患者およびそれと同様の条件を有すると認められた人
- ・ひとり暮らしで市民税非課税の人（i、ii ともに該当の人）
  - i) 世帯を単独（事実上ひとりで生活）で構成している人で、税法上の扶養に入っていない人
  - ii) 単身で生活を営んでおり（親族等から経済的援助を受けていない）、同一敷地内に親族がいない。
- ※ i)、ii) ともに該当している人でも認定されない場合があります。
- ・常時臥床若しくはこれに準ずる状態または重度若しくは中度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが 3 か月以上継続し、世帯の主たる生計維持者の市町村民税が課されない人

- ① 後期高齢者医療に加入している人であって、自立支援医療を受給しており「後期高齢者福祉医療費受給者証」の対象に該当しない人
- ② 後期高齢者医療に加入している人であって、精神疾患で入院医療を受ける「後期高齢者福祉医療費受給者証」の対象に該当しない人

- ※ 上記①に該当する人は、後期高齢者福祉医療費受給者証（精神通院医療のみ使用可）を交付します。指定の精神通院医療機関での医療費の自己負担額（通院）を後期高齢者福祉医療費として給付します。
- ※ 上記②に該当する人は、精神疾患で入院医療を受ける際、国保医療課にて申請をすることで、精神疾患の入院医療における自己負担額の 2 分の 1 を後期高齢者福祉医療費として給付されます。
- ※ 上記②については医療機関窓口でいったん自己負担額を支払い、後日、市役所に申請して払い戻しを受けます。

## (5) 医療費の助成について

医療機関に受診する際の保険診療分の自己負担分を助成します。

愛知県内で受診した場合	医療機関の窓口にて、福祉医療費受給者証と健康保険証を提示すると、保険診療による医療費の自己負担分について助成されます。
愛知県外で受診した場合	福祉医療費受給者証は使えません。医療機関窓口ではいったん自己負担分を支払い、後日、市役所に申請して払い戻しを受けます。

### <医療費助成>

(払い戻しの手続き)

- ・領収書（受診者名と保険診療がわかるもの）
- ・健康保険からの医療費支給決定通知書（高額療養費に該当する場合・加入する健康保険から付加給付が支給される場合）
- ・福祉医療費受給者証
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・振込先口座のわかるもの

### <治療用装具の助成>

医師が治療上必要と認めた治療用装具（コルセット等を購入した場合）は費用の全額をいったん支払ってください。市役所に申請することにより自己負担分を払い戻します。

(払い戻しの手続き)

- ・医師の証明書
- ・領収書（受診者名と保険診療点数がわかるもの）
- ・支給決定通知書（加入している健康保険組合等が発行したもの）
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・振込先口座のわかるもの

# Ⅲ 子どもの福祉

---

問合せ先

子ども課

児童家庭係

95-0120

保育係

95-0121

子育て支援係

81-5500

# 1 児童等手当の支給

制度名	対象者	手当月額	支給日	所得制限
児童手当	<p>【令和6年9月分まで】 中学校修了前(15歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人</p> <p>【令和6年10月分以降】 高校生年代まで(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人</p>	<p><b>【令和6年9月分まで】</b>  <u>0歳～3歳未満</u> (一律) 15,000円  <u>3歳～小学校修了前</u>            (第1子・第2子) 10,000円            (第3子以降) 15,000円  <b>中学生</b> (一律) 10,000円  <u>所得制限限度額以上</u>(一律) 5,000円  <u>所得上限限度額以上</u>(一律) 0円</p> <p><b>【令和6年10月分以降】</b>  <b>第1子・第2子</b>            (0歳～3歳未満) 15,000円            (3歳～高校生) 10,000円  <b>第3子以降</b> (一律) 30,000円</p>	6月10日 10月10日 12月10日 2月10日	有 (令和6年10月分より無し)
児童扶養手当	<p>父または母が死亡・離婚・重度の障がいにある等の要件に当てはまる18歳未満(18歳に達した日の属する年度の末日まで、重度心身障がい児の場合は20歳未満)の児童を養育している人(施設入所、里親委託等を除きます。)</p>	<p><u>全部支給</u> 45,500円  <u>一部支給</u> 10,740円～45,490円</p> <p><u>2人目</u>            全部支給 10,750円加算            一部支給 5,380円～10,740円加算</p> <p><u>3人目以降(令和6年10月分まで)</u>  <b>※令和6年11月分以降は、2人目の加算額と同額</b>            児童1人につき            全部支給 6,450円加算            一部支給 3,230円～6,440円加算</p>	5月10日 7月11日 9月11日 11月11日 1月10日 3月11日	有
県遺児手当	<p>県内に住所があり、父または母が死亡・離婚・重度の障がいにある等の要件に当てはまる18歳未満(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人(施設入所・里親委託、公的年金受給者を除きます。)</p>	<p><u>1～3年目</u>            児童1人につき 4,350円</p> <p><u>4～5年目</u>            児童1人につき 2,175円</p> <p><u>6年目以降</u>            0円</p>	5月24日 7月25日 9月25日 11月25日 1月24日 3月25日	有
市遺児手当	<p>市内に住所があり、父または母が死亡・離婚・重度の障がいにある等の要件に当てはまる18歳未満(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している人(施設入所・里親委託を除きます。)</p>	<p>児童1人につき 2,400円</p>	5月10日 7月11日 9月11日 11月11日 1月10日 3月11日	無

## 2 児童相談・指導

### (1) 家庭児童相談室

家庭における児童の悩みごとの相談や児童虐待に対して専門的見地から指導助言を行います。

相談日時	毎週月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）（祝日を除く）
問合せ先	市役所 子ども課

### (2) 子育て支援センター事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、一時保育（中央子育て支援センターに限る。）、子育てサークル等への支援および地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

<育児相談ダイヤル、問合せ>

相談日時	毎週月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）（祝日を除く）
問合せ先	中央子育て支援センター 電話 81-5500 南子育て支援センター（知立南保育園内） 電話 81-4061
相談日時	毎週月曜日～金曜日（午前10時00分～午後3時00分）（祝日を除く）
問合せ先	来迎寺子育て支援センター（来迎寺児童センター内） 電話 82-5614

### (3) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を行いたい人（援助会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員になってお互いに助け合いながら活動する組織です。

受付時間	毎週月曜日～金曜日（午前9時00分～午後5時00分）（祝日を除く）
問合せ先	ちりゅうしファミリー・サポート・センター（中央子育て支援センター内） 電話 82-9009

#### (4) 親子通所療育事業（ひまわりルーム）

心身の発達に支援が必要な子どもとその保護者がともに参加し、親子ともに成長していくことを目的とした親子通所療育事業で月～金のうち1～2回程度（回数は年齢等により異なります）行っています。

問 合 せ 先	中央子育て支援センター	電話 81-5500
---------	-------------	------------

#### (5) 利用者支援事業

子育て支援コーディネーターが子育てに関する悩みや疑問を伺い、あなたに合った子育て支援サービスを提案します。

受 付 時 間	毎週月～金曜日 午前9時00分～午後4時00分（祝日を除く）	
問 合 せ 先	中央子育て支援センター	電話 81-5500

#### (6) 児童発達支援センター事業（知立市立ひまわり園）

児童発達支援センターであり、発達に心配のある子どもについて、電話、来所による相談を行います。

受 付 時 間	毎週月～金曜日 午前9時00分～午後3時00分（祝日を除く）	
問 合 せ 先	中央子育て支援センター	電話 81-5500

### 3 保育所・認定こども園・小規模保育事業所について

#### (1) 保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業所について

保護者が仕事や病気、介護等の理由により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって児童の保育を行う施設です。

#### ＜保育所等入所児童に要する費用の徴収基準額表＞

階 層 区 分		徴収基準月額（円）	
		上段：保育標準時間認定を受けた場合	下段：保育短時間認定を受けた場合
区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者（単給者を含む。）の属する世帯	0	0
		0	0
B	市町村民税が非課税の世帯	0	0
		0	0
C	市町村民税均等割の額のみ課税されている世帯	7,400	0
		6,300	0
D1	A階層からC階層までを除き当該年度の市町村民税が次の区分に該当する世帯	所得割の額が 10,000 円未満	8,000
D2		所得割の額が 10,000 円以上 48,600 円未満	6,800
D3		所得割の額が 48,600 円以上 58,200 円未満	9,000
D4		所得割の額が 58,200 円以上 67,900 円未満	7,700
D5		所得割の額が 67,900 円以上 77,600 円未満	10,000
D6		所得割の額が 77,600 円以上 87,300 円未満	8,500
D7		所得割の額が 87,300 円以上 102,700 円未満	11,900
D8		所得割の額が 102,700 円以上 119,800 円未満	10,100
D9		所得割の額が 119,800 円以上 137,000 円未満	14,200
D10		所得割の額が 137,000 円以上 154,200 円未満	12,100
D11		所得割の額が 154,200 円以上 173,000 円未満	18,400
D12		所得割の額が 173,000 円以上 185,700 円未満	15,600
D13		所得割の額が 185,700 円以上 257,500 円未満	23,900
D14		所得割の額が 257,500 円以上	20,900
		29,800	0
		26,800	0
		37,100	0
		34,100	0
		41,900	0
		38,900	0
		43,900	0
		40,900	0
		44,600	0
		41,600	0
		45,600	0
		42,600	0
		46,000	0
		43,000	0

※目安として保護者が1ヶ月120時間以上の就労等をしている場合は保育標準時間認定、1ヶ月120時間未満の就労等の場合は保育短時間認定となる。

※保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、この表の規定にかかわらず、当該児童のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第3番目以降の児童に係る徴収基準額は、0円とする。

※C～D14階層に該当する世帯に負担額算定基準小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法施行令第14条第1号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子どもをいう。）が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる児童が支給認定子ども（特定教育・保育（保育に限る。）または特別利用保育を受けている人に限る。）であるときは、この表の規定にかかわらず、当該児童に係る徴収基準月額、次の表の第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
ア. 負担額算定基準小学校就学前子どものうち、最年長者	徴収基準額表に定める額
イ. 負担額算定基準小学校就学前子どもでア以外の児童のうち、最年長者	徴収基準額表に定める額×0.5
ウ. 負担額算定基準小学校就学前子どもで上記以外の児童	0円

※C～D3階層に該当する世帯（D3階層にあつては、所得割の額が57,700円未満の世帯に限る。）に特定被監護者等が2人以上いる場合であって、次の表の第1欄に掲げる人が支給認定子どもであるときは、この表の規定にかかわらず、当該者に係る徴収基準月額は、第2欄に定める額とする。

第1欄	第2欄
ア. 特定被監護者等のうち、最年長者	徴収基準額表に定める額
イ. 特定被監護者等でア以外のもののうち、最年長者	徴収基準額表に定める額×0.5
ウ. 特定被監護者等でア、イに該当するもの以外のもの	0円

※児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層（D5階層にあつては、所得割の額が77,101円未満の世帯に限る。）に認定されたときは、当該児童に係る徴収基準月額は、この表の規定にかかわらず、当該児童の保護者からの申請に基づき、それぞれ次の表に掲げる徴収基準月額（当該世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における当該特定被監護者等のうち最年長者以外の人（その人が支給認定子どもである場合に限る。）に係る徴収基準月額にあつては、0円）とすることができる。

ア. ひとり親世帯等

母子および父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条または第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

イ. 在宅障がい児（者）がいる世帯

- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

ウ. その他の世帯

生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階 層 区 分	徴収基準月額（円）	
	上段：保育標準時間認定を受けた場合	
	下段：保育短時間認定を受けた場合	
	3 歳 未 満 児	3 歳 以 上 児
C～D5	1,600	0
	1,400	0

## (2) 障がい児保育

障がいがある児童で、知立市障害児等保育入所検討会等を経て入所する児童は、統合保育により保育をします。

※実施保育所等は14園です。⇒(7) 知立市保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧表を参照

## (3) 乳児保育（3歳未満児）

母親が働くため、家庭で保育できない3歳未満の児童を保育します。

※実施保育所等は15園です。⇒(7) 知立市保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧表を参照

※乳児保育については園により受入れ月齢が異なります。

## (4) 休日保育

休日に家庭での保育が困難となる児童の保育をします。(保育所等入所児童のみ対象)

### <実施施設>

施設名	所在地	電話番号
来迎寺保育園	知立市八橋町前畑166	81-1374

## (5) 一時保育

保育所入所要件に満たない家庭の児童を一時的に保育します。リフレッシュのための利用も可能です。

※ 実施保育所等は5園です。⇒(7) 知立市保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧表を参照

※ 小規模保育事業所は、事業所に直接お申し込みください。

※ 保育所のほか、中央子育て支援センターにおいても実施しています。

## (6) 病児・病後児保育

病気または病気の回復期にあるため集団保育等が困難な児童（生後6ヶ月から小学校3年生まで）の保育をします。

### <実施施設>

施設名	所在地	電話番号
知立なかよし保育園	知立市栄1丁目8	81-4756

(7) 知立市保育所・認定こども園・小規模保育事業所一覧表

<保育所>

	施設名	所在地(知立市)	電話番号	障がい児	乳児	一時
1	知立保育園	西町新川3	81-1375	○	○	
2	来迎寺保育園	八橋町前畑166	81-1374	○	○	
3	上重原保育園	上重原町蔵福寺167	81-1376	○	○	○ (月~金)
4	知立南保育園	八ツ田町神明35	81-4056	○	○	
5	逢妻保育園	逢妻町錦8	82-2733	○	◎	○ (月~金)
6	高根保育園	牛田町高根218	82-4417	○	○	
7	新林保育園	新林町新林18-5	82-0573	○	○	
8	八橋保育園	八橋町城下8-1	82-5612	○	○	
9	宝保育園	宝2丁目3-9	82-5519	○	○	
10	上重原西保育園	上重原町城後60-4	82-9246	○	○	○ (土)
11	知立なかよし保育園	栄1丁目8	81-4756		◎	
12	徳風保育園	新地町西新地68	82-1577	○	○	

※徳風保育園は、令和7年度に幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。

<幼保連携型認定こども園>

	施設名	所在地(知立市)	電話番号	障がい児	乳児	一時
1	猿渡保育園	弘法町弘法山4-1	81-0619	○	○	

<小規模保育事業所>

	施設名	所在地(知立市)	電話番号	障がい児	乳児	一時
1	さくらんぼ保育園	昭和3丁目2-23	82-4804	○	◎	○
2	華の子保育ランド	牛田町尼子田46-5	83-2692	○	◎	○

※ ○印は、実施している保育所等です。開所時間および受入年齢は園により異なります。

※ ◎印は、乳児のみ受入れの保育所等です。

## 4 児童センター事業

### (1) 児童センター

児童福祉法に基づいて18歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

#### <実施場所>

児童センター名	所在地	電話番号
来迎寺児童センター	知立市来迎寺町外山5	82-5614
昭和児童センター	知立市昭和7丁目1	81-1380
西児童センター	知立市西町草刈10-5 (スギ薬局知立福祉アリーナ内)	83-6110
花山児童センター	知立市中山町東狭間35	82-5554
南児童センター	知立市新林町新林18-6	83-0385

#### <開館利用>

- ・利用日 毎週 月曜日～土曜日
- ・時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

### (2) 放課後児童クラブ

小学校に通学する1年生から6年生までの、学校終了後、就労等で家庭に保護者のいない児童の健全育成を図ることを目的とした事業です。

名称	実施場所	電話番号
来迎寺児童クラブ	来迎寺児童クラブ (来迎寺町外山5)	090-5601-7227
昭和児童クラブ	昭和児童センター内 (昭和7丁目1)	81-1380
西児童クラブ	西児童クラブ (鳥居1丁目13-2)	82-3395
花山児童クラブ	知立小学校内 (中町花山70)	090-7955-3328
猿渡児童クラブ	猿渡児童クラブ (上重原町蔵福寺168)	82-2339
南児童クラブ	南児童センター内 (新林町新林18-6)	83-0385
ハツ田児童クラブ	ハツ田児童クラブ (ハツ田町川畔62)	82-6668

#### <利用日時>

- ・利用日 毎週 月曜日～土曜日
- ・時間 下校時間から午後7時まで  
(学校休業日および土曜日は、午前7時30分から午後7時まで)
- ・休館日 日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)

#### <問い合わせ>

各児童センターおよび児童クラブ

## 5 児童遊園

子どもたちの身近な遊び場として、広場・ブランコ・すべり台・鉄棒などの遊具を備えた施設です。

遊園名	所在地
西町児童遊園	知立市西町西10
逢妻児童遊園	知立市逢妻町桜7-69
尼子田児童遊園	知立市牛田町尼子田10-36
コネハサマ児童遊園	知立市牛田町コネハサマ134-77
上重原児童遊園	知立市上重原1丁目59
八橋児童遊園	知立市八橋町神戸44-2

# Ⅳ ひとり親家庭の福祉

---

問合せ先

子ども課

95-0120

# 1 ひとり親家庭相談・支援

---

## (1) 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の生活全般にわたって相談に応ずるとともに自立生活に必要な指導を行っています。

<相談日> 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時  
（事前にご希望の日時をご予約ください。）

## (2) ひとり親家庭等への支援員の派遣

ひとり親家庭等が、病気・就職活動・冠婚葬祭・出張や公的行事への参加などの一時的な事由により日常生活を営むのに著しく支障が生じた場合、その家庭に対して支援員を派遣し、必要な支援および児童の保育を行います。

<内 容> 児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買物、医療機関等の連絡等の必要と認められる支援を行います。

<期 間> 同一家庭について1ヶ月あたりおおむね10日間

## (3) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために指定の職業能力開発講座を受講した母子家庭の母または父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金を給付します。

<対象講座> 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座 等

<支給額> 対象講座の受講料の6割相当額（上限80万円、下限1万2千円）

※雇用保険による一般、特定一般、専門実践教育訓練給付金を受ける場合は、その給付額を差し引いた額

#### (4) 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父に対し、就職に有利な資格取得のために養成機関で1年以上修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を給付します。

〈対象資格〉 看護師（正、准）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 など

〈支給期間〉 修業期間の全期間（上限48ヶ月）

〈支給額〉 児童扶養手当支給水準世帯のうち ・市町村民税非課税世帯…月額10万円  
・市町村民税課税世帯…月額7万500円

※ただし、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、4万円増額  
※令和4年度中は、給付に必要な修業期間等の要件が緩和されます。

#### (5) 高等学校卒業程度認定試験給付金

高卒認定試験の合格を目指す場合において、対策講座の受講修了後に給付金を支給します。

〈対象講座〉 民間事業所などが実施する高卒認定対策講座  
(高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)

〈支給額〉 講座修了時…受講料の4割相当額（上限10万円 下限4千円）  
試験合格時…受講料の2割相当額（修了時給付金との合計で上限15万円）

#### (6) 養育費に関する補助金

養育費に関する公正証書作成に係る費用や養育費保証会社との、初年度保証契約費用を市が負担します。

##### **【公正証書等作成促進事業補助金】**

〈補助額〉 養育費の取り決めに要する経費（上限4万円）

##### **【養育費の保証促進事業補助金】**

〈補助額〉 初年度の保証契約料（上限5万円）

# V 高齢者の福祉

---

## 問合せ先

---

### 長寿介護課

長寿係 95-0150

介護保険係 95-0122

地域支援係 95-0191

# 1 在宅福祉対策

## (1) 寝具洗濯、乾燥サービス

家庭においてねたきりの状態にある高齢者、ひとり暮らしの高齢者等の寝具を清潔に保ち、快適に過ごしていただくため、寝具の洗濯・乾燥をします。

対象者	利用回数	利用者負担
寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上で次のいずれかに該当する人 ・ひとり暮らしの人 ・要介護4・5の人	年4回 (5月・8月・11月・2月)	無料

## (2) 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上のねたきり高齢者またはひとり暮らし高齢者の利便を図るため、生活用具を給付します。(生計中心者が市民税課税の場合は、一部または全部を利用者が負担)

品名	説明	区分	基準価格	対象者
火災警報器	室内の火災を感知しブザー等で知らせるもの	給付	15,500	ねたきり高齢者 ひとり暮らし高齢者
自動消火器	室内の火災を感知し消火液を噴出するもの	給付	28,700	ねたきり高齢者 ひとり暮らし高齢者
電磁調理器	電磁による調理器	給付	41,000	ひとり暮らしで虚弱な高齢者

## (3) 福祉電話の設置

市民税非課税でおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で電話(携帯電話を含む)のない人に電話をお貸しします。

対象者	利用者負担
おおむね65歳以上の市町村民税非課税のひとり暮らし高齢者で6ヶ月以上電話(携帯電話を含む)のない人	<p>&lt;設置費&gt; 市が負担します。</p> <p>&lt;使用料&gt; 原則として基本料金は市が負担しますが、通話料は本人の負担です。</p>

#### (4) 緊急通報装置の設置

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等が病気などで緊急に連絡をしたいときに、ボタンを押すだけで連絡調整ができる装置を設置します。

対 象 者	利 用 者 負 担
おおむね65歳以上で、ひとり暮らしや緊急時の対応のできる同居者がいない人、要介護認定を受けており、昼間・夜間長時間にわたりひとりになる人	無料 <設置費> 市が負担します。 <レンタル料> 市が負担します。

#### (5) 宅配給食サービス

食事の調理が困難な、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に自宅まで昼食または夕食を配達し、併せて安否の確認を行います。

対 象 者	配 達 実 施 日	利 用 者 負 担
おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難で宅配給食の提供が必要であると判断される人	週7回まで (1日につき1食)	1食300円

#### (6) 徘徊高齢者位置情報サービス

位置情報端末を貸与し、高齢者の人に携行させ、行方不明の際にサービス事業者に連絡すると現在地が確認できます。

対 象 者	手 続 き に 必 要 な も の	利 用 者 負 担
在宅で徘徊のある65歳以上の人（介護保険の要介護または要支援認定を受けた40歳以上65歳未満の人を含みます。）を介護している人	対象高齢者の顔写真および全身写真	位置情報料、現場での検索および連れ戻し等に要す費用

#### (7) 徘徊高齢者等見守りネットワーク（通称いまどこねっと）

認知症等の方が徘徊により行方不明となった場合に、いまどこねっとサポーターや関係機関に行方不明者の服装や身体的特徴等のメールを配信し、搜索の協力をお願いするものです。

対 象 者	利 用 者 負 担
徘徊のおそれのある認知症高齢者	無料

### (8) 個人賠償責任保険

認知症等の方が徘徊などにより起きた鉄道事故等で損害を与えてしまった場合に、賠償金等を補填する保険です。

対象者	利用者負担
いまどこねっとの登録者で加入を希望する人	無料

### (9) 成年後見制度に係る市長による審判請求手続等

判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用を支援します。

#### <対象者>

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者および二親等内の親族がいない、またはいても配偶者等に審判請求を期待することが困難な人

### (10) 外出支援サービス

通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な高齢者の外出を支援するために、高齢者外出支援サービス利用券を交付します。大型車4,600円、普通車3,850円（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者は大型車4,140円、普通車3,460円）を上限額とした利用券を1年度内に36枚を上限に助成します。利用は原則1日につき1枚。ただし、大型車については、大型車が必要と認められた人に限ります。

対象者	利用者負担
次の全てに該当する人 ①65歳以上の在宅の人 ②要介護1～5で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な人（ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用する人） ③自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人 ④障害者福祉タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人	タクシー料金と助成額との差額

後期高齢者証明書（または後期高齢者医療被保険者証については、令和7年7月末日まで有効）をミニバス無料パスケースに入れたものをミニバスの乗務員に提示することにより、ミニバスに無料で乗車できるもの。

対象者	利用者負担
市内に在住の75歳以上の人	無料

### (11) 介護用品購入費支給

日常生活上紙おむつ等を必要としている人が支給決定日以降に購入した紙おむつ等（6種類）にかかる費用を1月当たり2,500円まで助成します。

対象者	利用者負担
市民税非課税世帯でおおむね65歳以上の介護保険の要介護認定4・5の在宅の人	購入費と助成額との差額

### (12) 住宅改善費の補助

介護保険の住宅改修費の給付対象となる工事で、工事費が20万円を超える場合に10万円を限度に補助金を交付します。（市民税非課税世帯等は15万円を限度とします。）

対象者	補助金の額
介護保険の住宅改修費の給付を受けることができる人	補助対象となる工事費の実支出額を限度に、介護保険の負担割合に応じた費用を補助 (限度額10万円、市民税非課税世帯等限度額15万円)

### (13) 訪問理美容サービス

自宅で理容サービスまたは美容サービス（洗髪を除く）を行う場合の出張料1回につき1,000円を助成します。

対象者	利用回数	利用者負担
おおむね65歳以上の介護保険の要介護4・5の在宅の人	6回/年	理美容サービスに要する費用

### (14) ねたきり高齢者等介護人手当

65歳以上の要介護4・5の高齢者を在宅で常時介護している人に介護人手当を支給します。

対象者	手当月額	支給月
65歳以上の介護保険の要介護4・5の在宅の高齢者を3か月以上介護し、生計を一にしている人 【高齢者の要件】 ・前年の所得が200万円以下であること ・入院・入所をしていないこと	3,000円	4月 8月 12月

### (15) 119 あんしん君（救急医療情報キット）の配布

急病等で救急車を呼んだ場合に適切な対応ができるよう、病歴や緊急連絡先等の情報を入れて冷蔵庫に保管するキットを配布します。

対象者	利用者負担
65歳以上で健康上不安のある人	無料

### (16) 介護中マークの配布

「介護中」と書かれたネームプレートを配布します。

対象者	利用者負担
家族等を介護している人	無料

### (17) 相談施設

#### ●地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康と生活の向上のために、必要な支援を総合的に行う機関です。

#### ●在宅介護支援センター

在宅の要介護高齢者もしくは要介護となるおそれのある高齢者または家族および親族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じています。

支援センター名	所在地 (担当地区)	電話番号
知立市東部地域包括支援センター	八ツ田町泉43 (知立小学校区、来迎寺小学校区、 知立東小学校区、八ツ田小学校区)	82-8855
知立市西部地域包括支援センター	長篠町新田東11-32 (知立西小学校区、 猿渡小学校区、知立南小学校区)	81-8880
ヴィラトピア知立在宅介護支援センター	山屋敷町富士塚1-336	83-2022
在宅介護支援センターほほえみの里	昭和2丁目4-3	85-2532

●知立市認知症初期集中支援チーム

認知症に関する困り事についてご相談ください。支援チームが症状に合わせた対応についてアドバイスし、医療機関への受診や介護保険サービスの利用等の調整を行います。

<問合せ先> 知立市東部地域包括支援センター内 電話 82-8855

●認知症疾患医療センター（予約制）

愛知県から指定を受け、地域における認知症疾患診療の拠点として、他の医療機関・介護福祉施設と連携し、質の高い診療と情報を提供します。

八千代病院認知症疾患医療センター	安城市	相談窓口ダイヤル Tel 33-5556
国立長寿医療研究センター	大府市	予約センター Tel 0562-46-2547

※上記以外にも認知症外来のある医療機関、認知症サポート医、認知症学会専門医がいる医療機関があります。

<問合せ先> 知立市役所長寿介護課地域支援係 電話 95-0191

●認知症介護相談

認知症の人と家族の会 愛知県支部	東海市	Tel 0562-31-1911 (月～金 10時～16時)
若年性認知症総合支援センター (来所・訪問可)	大府市	Tel 0562-45-6207 (月～土 10時～15時)

### (18) ひまわりカフェ

認知症の人と家族が安心して過ごせる場として、また、地域の人々が認知症についての理解を深める場所として開催しています。開催日時は各実施先へお問合せください。

名 称	開 催 場 所	電 話 番 号
ひまわりカフェ福祉の里	福祉の里ハツ田 (ハツ田町泉43)	82-8855
ひまわりカフェなごみ	NPO 法人 和 (なごみ) (谷田町南屋下88番地2)	83-6720
ひまわりカフェながしの	グループホームながしのの里 (長篠町新田東11-10)	84-5010

### (19) 認知症のご本人の交流会 本人ミーティング

認知症当事者が集い、交流・情報交換をする場です。開催日時は実施先へお問い合わせください。

実 施 先	開 催 場 所	電 話 番 号
知立市東部地域包括支援センター	福祉の里ハツ田 (ハツ田町泉43)	82-8855

### (20) 認知症の人を介護する家族交流会

認知症の人の介護を担っている家族等が互いに悩みを相談し、情報交換をする場です。開催日時は実施先へお問い合わせください。

実 施 先	開 催 場 所	電 話 番 号
知立市東部地域包括支援センター	福祉の里ハツ田 (ハツ田町泉43)	82-8855

## 2 その他

### (1) 公営住宅の入居

住宅に困窮する低所得者のために、県営および市営住宅が設置されています。入居には所得制限等の申し込み資格に適合する必要があります。

下記に該当する高齢者世帯は、入居決定のための抽選で倍率優遇を受けられる場合があります。

#### <対象者>

60歳以上の高齢者世帯であること

(同居人はその配偶者、18歳未満または56歳以上の親族に限ります。)

#### <問合せ先>

##### 1. 県営住宅

- ・三河住宅管理事務所知立支所 電話 84-5677  
(知立地区の県営住宅、申込資格等のお問合せ)
- ・県営住宅テレホンサービス 電話 052-971-4118  
(募集状況を電話でお知らせしています)

##### 2. 市営住宅

知立市役所建築課施設管理係 電話 95-0156

### (2) 敬老金等支給事業

市内にお住まいの数え88歳の人・数え100歳の人および最高齢者の人に長寿を祝う敬老金を支給します。

年 齢	市
数 え 8 8 歳	10,000円
数 え 1 0 0 歳	30,000円
最 高 齢 者	30,000円

※別途、国または県から対象者にお祝い状・祝品が支給されます。

### 3 介護保険制度について

介護保険制度は、市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の人は加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

#### (1) 要介護認定の流れ

- ① 要介護（要支援）認定の申請をします  
サービス利用を希望する人は、長寿介護課の窓口にて認定の申請をしてください。
- ② 認定調査が行われます  
＜訪問調査＞認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族などから聞き取り調査などをします。  
＜主治医の意見書＞本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。
- ③ 審査・判定されます  
一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分が判定されます。
- ④ 認定結果が通知されます  
介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定されます。  
「要介護1～5」介護保険の介護サービスが受けられます。  
「要支援1・2」介護保険の介護予防サービスが受けられます。  
「非該当」地域支援事業の介護予防事業が利用できます。

#### (2) サービスの利用のしかた

要介護1～5と認定された人は、居宅介護支援事業者などに依頼して利用するサービスを盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービスを利用した場合は1割（一定以上所得者の場合は2割もしくは3割）を自己負担します。要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成します。

＜在宅サービス＞居宅を訪問してもらうサービスや施設に通うサービスなどがあります。訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

＜施設サービス＞介護が中心か、療養が中心かなどによって入所する施設を選択します。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床等）、介護医療院 ※要支援の人は施設サービスは利用できません。

#### (3) 「介護予防・日常生活支援総合事業」について

基本チェックリストにより事業対象者と判定されると訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）を利用できるようになりますので、地域包括支援センターなどにご相談ください。また、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

## 4 老人福祉施設等

### (1) 養護老人ホーム

身体上、精神上または環境上の理由により家庭で生活することが難しく、一定の経済事情にある人が入所する施設です。

#### <対象者>

おおむね65歳以上の人

#### <利用料（負担金）>

所得に応じて定められた額を、毎月負担していただきます。

#### <手続きをするところ>

長寿介護課 長寿係

### (2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

身体上または精神上的の障がいがあるために常時介護を必要とする介護保険法上の要介護者であって、家庭において介護を受けることが難しい人が入所する施設です。

#### <対象者>

介護保険法上、原則として要介護3～5と認定された人

#### <利用料（負担金）>

要介護度および所得に応じて定められた額を、毎月負担していただきます。

#### <手続きをするところ>

各施設

#### <施設一覧>

設置者	施設名	定員	所在地	電話番号
(福)富士会	ヴィラトピア知立	80	知立市山屋敷町富士塚 1-336	83-1020
(福)知立福祉会	ほほえみの里	79	知立市昭和2丁目 4-3	85-2525
(福)清流会	かおん	60	知立市上重原町蔵福寺 162	81-3636
(福)富士会	小規模特養ヴィラトピア知立	29	知立市牛田町コネハサマ34-1	84-3770

※令和6年7月1日現在

※近隣市町村の施設については各市町村でご確認ください。

### (3) 老人保健施設(介護老人保健施設)

病状が安定しており、入院する必要はないが、リハビリ、看護、介護を必要とする要介護高齢者等が入所し、家庭復帰をめざす施設です。

#### <対象者>

介護保険法上要介護1～5と認定された人

#### <利用料(負担金)>

要介護度および所得に応じて定められた額を、毎月負担していただきます。

#### <手続きをするところ>

各施設

#### <施設一覧>

設置者	施設名	定員	所在地	電話番号
(医)光慈会	知立老人保健施設	100	知立市新林町北林44	81-1110

※令和6年7月1日現在

※近隣市町村の施設については各市町村でご確認ください。

### (4) 軽費老人ホーム

家庭環境や住宅事情等の理由により家庭で生活することが難しい人が、低額な料金で入所する施設です。なお、ケアハウスは軽費老人ホームの一種ですが、より自立的な生活を望む高齢者の人に生活相談、入浴、食事の提供を行う新しいタイプの施設です。

#### <対象者>

おおむね60歳以上の人

#### <利用料(負担金)>

所得に応じて定められた額を、毎月負担していただきます。

#### <手続きをするところ>

各施設

#### <施設一覧>

設置者	施設名	定員	所在地	電話番号
(福)富士会	ケアハウスヴィラトピア 知立	29	知立市山屋敷町富士塚1-336	83-1020

※令和6年7月1日現在

※近隣市町村の施設については各市町村でご確認ください。

### (5) 有料老人ホーム

高齢者が、設置者との自由契約に基づき、全額自己負担によって、給食、健康管理等のサービスを受けながら生活する施設です。

＜対象者＞ おおむね60歳以上の人

＜利用料（負担金）＞ 施設によって異なります。

＜手続きをするところ＞ 各施設

＜施設一覧＞

設置者	施設名	定員	所在地	電話番号
(福)富士会	ワンスヴィラ池鯉鮒	30	知立市山屋敷町富士塚 1-60	83-7270
(株)オレンジ生活サービス	オレンジ noah	42	知立市八ツ田町神明 41	91-5684
ナースコール(株)	ナーシングホーム O A S i S 知立	28	知立市東上重原 2-73	91-7456
e-ne(株)	ミライエ知立山屋敷 (サービス付き高齢者 向け住宅)	30	知立市山屋敷町霞山 3-14	83-6633
グッドライフ(株)	メディカルホームハート・しんばやし	31	知立市新林町新林 9-2	93-5551

※令和6年7月1日現在

※愛知県に設置届出のある有料老人ホームのみ掲載しています。

※近隣市町村の施設については各市町村でご確認ください。

### (6) 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者が、専門のスタッフの援助を受け少人数で共同生活する施設です。

＜対象者＞ 要支援2以上：地域密着型サービス 知立市の方のみ

＜利用料（負担金）＞ 施設によって異なります。

＜手続きをするところ＞ 各施設

＜施設一覧＞

設置者	施設名	定員	所在地	電話番号
(医)光慈会	グループホームながしのの里	18	知立市長篠町新田東 11-10	84-5010
特定非営利活動法人 和	グループホームじぶんち	9	知立市谷田町南屋下 88-2	83-6720
メディカル・ケア・サービス東海(株)	愛の家グループホーム	18	知立市西町新川 19-1	84-4800

※令和6年7月1日現在

※近隣市町村の施設については各市町村でご確認ください。

# VI 知立市社会福祉協議会



## 問合せ先

知立市社会福祉協議会  
（福祉の里八ツ田（地域福祉センター内））

知立市八ツ田町泉 43

TEL 82-8833 FAX 83-4070

Eメール

info@chiryu-shakyo.or.jp

ホームページ

http://www.chiryu-shakyo.or.jp

### <社会福祉協議会（社協）とは>

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく民間社会福祉活動の中核となる団体で、地域住民やボランティア、社会福祉に関係する機関、団体の協力を得て、地域社会の福祉増進を企画し、地域住民自らの手で支えあい学びあい『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を目指しています。

主な事業は次のとおりです。

## 1 相談事業（無料）

内 容	と き	備 考
心配ごと相談 人権相談	毎月第3火曜日 午後1時～4時	
結婚相談	毎月第1・3・4・5火曜日 午後1時～4時 第2土曜日 午後1時～4時	
法律相談	毎月第2・4木曜日 午後1時～4時	予約制で6人まで <対象> 市内在住の人または市内に土地・家屋を所有している人 ・同一人で同一案件は1回まで ・1年に2回まで利用可能

※ 予約制の相談は毎月初めの営業日の午前8時30分から社会福祉協議会（電話82-8833）へ予約してください。

※ 相談日が祝日の場合は休みになります。（ただし、法律相談のみ振替日を設けます。）

## 2 ボランティア・市民活動センター事業

ボランティア・市民活動センターは、ボランティア・市民活動を通じて地域コミュニティに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成・援助、並びに、これに必要な連絡調整を行うことを目的としています。

また、ボランティア活動中にケガをしたり、第三者の身体や財物に損害を与えた場合に備え、安心して活動できるようボランティア活動保険の加入促進と保険料の助成を行います。

ボランティア・市民活動センターは、次の事業を行います。

- ◎ ボランティア・市民活動に関する調査研究
- ◎ ボランティア・市民活動に関する広報・情報提供
- ◎ ボランティア・市民活動に関する連絡調整
- ◎ ボランティア・市民活動に関する普及・啓発および育成援助
- ◎ 児童・生徒に対する福祉教育の推進
- ◎ ボランティア・市民活動の登録および斡旋・相談
- ◎ その他ボランティア・市民活動の促進に必要な事業

### 3 貸付事業

#### (1) 生活福祉資金

低所得者や身体障がい者世帯等を対象に、自立するための福祉資金、総合支援資金等4種類の資金をお貸ししています。社会福祉協議会が相談に応じています。

資 金 の 種 類	
1. 総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2. 福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生業を営むために必要な経費</li> <li>・ 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>・ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費</li> <li>・ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>・ 負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費</li> <li>・ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>・ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>
緊急小口資	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</li> <li>・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき</li> <li>・ 火災等被災によって生活費が必要なとき</li> <li>・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき</li> </ul>
3. 教育支援資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金
教育支援費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校に就学するのに必要な経費
就学支度費	・ 低所得世帯に属する者が高等学校、大学または高等専門学校への入学に際し必要な経費
4. 不動産担保型生活資金	
不動産担保型生活資金	将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

## (2) 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で、離職者支援の公的給付・貸付制度の申請を受理された生活困窮者で、資金交付までのつなぎとして当面の生活費の貸付をしています。

貸付額	利息	償還期間	連帯保証人
10万円以内	無利子	申請した公的資金が決定・交付後1ヶ月以内一括償還	不要

## (3) かきつばた資金

生活にお困りの低所得世帯を対象に、暮らしに必要なつなぎ資金や不時の出費に必要な小口資金をお貸ししています。

貸付額	利息	償還期間	連帯保証人
5万円以内	無利子	9ヵ月以内	市内に住所を有し、独立して生計を営む別世帯の連帯保証人が必要（1万円以内については不要）

## 4 在宅福祉事業

### (1) 車いすの貸出

在宅生活をしている高齢者や身体障がい者（児）などに車いすを一時的にお貸しします。

対象者	貸し出し期間	利用者負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障がい者（児）</li> <li>病気やケガで一時的に必要な人</li> </ul> ※ 介護認定者は要相談	1ヶ月以内 （必要と認められる場合は、最長6ヶ月まで更新可）	無料

### (2) 声の広報「ちりゅう」の提供

視覚障がい者や寝たきりの高齢者等に、市政、その他の情報を提供することを目的に『声の広報ちりゅう』を発行します。選挙が行われるときは選挙公報を録音し、お届けしています。

対象者	配布方法	利用者負担
<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい者（身体障害者手帳1・2級）で、希望する人</li> <li>寝たきりの高齢者</li> </ul>	市発行の広報『ちりゅう』をボランティアが朗読し、録音したCD『声の広報ちりゅう』を届けます。	無料

### (3) おもちゃ図書館

子どもたちの豊かな情緒成長のため、おもちゃと遊び場を提供し、おもちゃでの遊びを通じて、心身に障がいをもつ子ども、ない子どもともに遊び交流し育ちあう場となることを目的とし開設しています。

対象者	場所	利用日時
市内に居住する、就学前の心身障がい児または健常児で保護者が同伴できる人	南子育て支援センター内 （ハツ田町神明35番地）	毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時

### (4) おもちゃ病院

対象者	場所	利用日時
どなたでも可	地域福祉センター2階	毎月第1・3水曜日 午前10時～午後3時 第1土曜日 午前10時～午後3時

### (5) 福祉機器リサイクル事業

不用になった福祉機器のリサイクルの仲介をします。



## (6) 福祉車両貸与事業

車いすのまま移動が必要な方で障がい者および高齢者並びにその家族等に対し、車いす対応福祉車両等の貸出しをします。

対象者	利用日数	利用者負担
・市内に住所を有する車いすに乗車して移動が必要な人 ・市内の福祉団体および福祉施設	・原則として4日以内 ・貸出および返却は、月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、祝日や年末年始を除きます。	走行距離20km以下は200円を、それを超える場合は200円に加えて10kmごとに100円を加算した額

## (7) 理・美容サービス

家庭等において散髪をすることが困難な障がい者等に理・美容師のボランティアが3ヶ月に1回外出支援ボランティアの運転協力により訪問し、髪のカットをします。

対象者	日数	利用者負担
家庭等において散髪をすることが困難な高齢者・障がい者等	年4回 (3・6・9・12月)	無料

## (8) 敬老金の贈呈

永年の社会への貢献に敬意と感謝をこめて、祝金をお届けします。

対象者	配布方法
88歳・100歳・最高齢者	9月1日現在市内に住所を有する、数え88歳の人、数え100歳の人および最高齢者に支給

## (9) 助成金の支給

- ①各福祉団体等・・・申請内容を審査し、事業等に交付します。
- ②ボランティアと市民活動グループ・・・地域福祉活動推進のため交付します。
- ③地区社会福祉協議会・・・地区(町内)での社会福祉活動について助成します。

## (10) 障がい児(者)親子交流会

障がいを持つ人に様々な機会を提供するために、障がい児(者)親子交流会を開催しています。

## (11) 高齢者サロン活動支援

身近な場所で気軽に集まり、地域の助け合いや閉じこもり予防、介護予防のためのサロン活動へ支援・協力をしています。

## (12) 社協だよりの発行

社会福祉協議会の事業案内や福祉の啓発のため毎月発行し、全戸へ配布しています。

## (13) 福祉健康まつりの開催

ボランティア活動や福祉について体験してもらい、理解を深めるために、市内の各団体・機関の協力のもと、年1回開催しています。

#### (14) 災害見舞金の支給

社会福祉協議会の会員が災害による被害を受けた時、見舞金を支給します。

#### (15) 歳末義援金の支給

歳末たすけあい募金の配分金を対象となる要援護者に支給します。(要申請)

＜対象者＞

共同募金配分委員会が決定した要援護者

#### (16) 知立市地域福祉センター（福祉の里ハツ田内）会館管理

高齢者の生きがい活動やボランティア・市民活動を推進するため、知立市地域福祉センター（福祉の里ハツ田内）の管理を市の委託を受けて行っています。

#### (17) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーがそれぞれの専門性を生かしながら、ひとつのチームを組んで、介護・健康・福祉・虐待防止・権利擁護など高齢者の暮らしに係るあらゆる相談や問題に対応する「ワンストップ相談窓口」。

行政・医療・保健・福祉の専門機関、介護サービス事業者、住民組織など、地域の様々な組織や人材と連携して、包括的なサポートを行います。

知立市東部地域包括支援センター	担当エリア小学校区	知立小学校、来迎寺小学校、ハツ田小学校、知立東小学校
知立市西部地域包括支援センター	担当エリア小学校区	知立西小学校、猿渡小学校、知立南小学校

#### (18) 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切な医療・介護サービスの利用に向けチーム員が早期に支援を行います。

#### (19) 障害者基幹相談支援センター

相談支援専門員が、利用者からの相談を受け、市・事業者との情報交換や調整を行います。また、サービス等利用計画書を作成し、サービスが円滑に展開されるように事業者との連絡調整を行います。

#### (20) 訪問介護・居宅介護等（ホームヘルパー）

身体介護や生活支援の必要な高齢者や障がい者にホームヘルパーが訪問し、住み慣れた地域やご自宅で、できるだけ自立した生活ができるように、介護等の支援をします。

#### (21) 通所介護・生活介護（デイサービス）

リフト付き自動車等でご自宅まで送迎を行い、日中、デイサービスセンターにて健康のチェックや入浴・食事・機能訓練・レクリエーション等のサービスを提供します。

#### (22) 地域活動支援センター

障がい者の自立促進、生活の質の向上を図ることを目的とし、各種の講座等を通じて、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練・送迎等のサービスを提供します。

### (23) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で、自分ひとりで判断することに不安のある人を対象として「福祉サービスを利用するお手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」「定期的な訪問」などを行い、地域で安心して自立した生活を送れるよう支援をします。

### (24) 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティーネットとしてさまざまな問題に対応するために包括的な支援体制のもと、自立に向けた支援をします。

### (25) 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、生活再生を支援します。

### (26) 成年後見支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方の権利を尊重し擁護することにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

### (27) 生活支援体制整備事業

住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進していきます。

### (28) 老人福祉センター事業

高齢者を対象とした教養講座や健康づくり教室の開催、デイサービス実施など高齢者が健康で豊かな生活をおくることができるよう支援する。

### (29) 身体障害者福祉センター事業

障がいのある方を対象として。各種の相談に応じるとともに、レクリエーション活動等を通じて社会参加を支援し福祉の増進を図る。

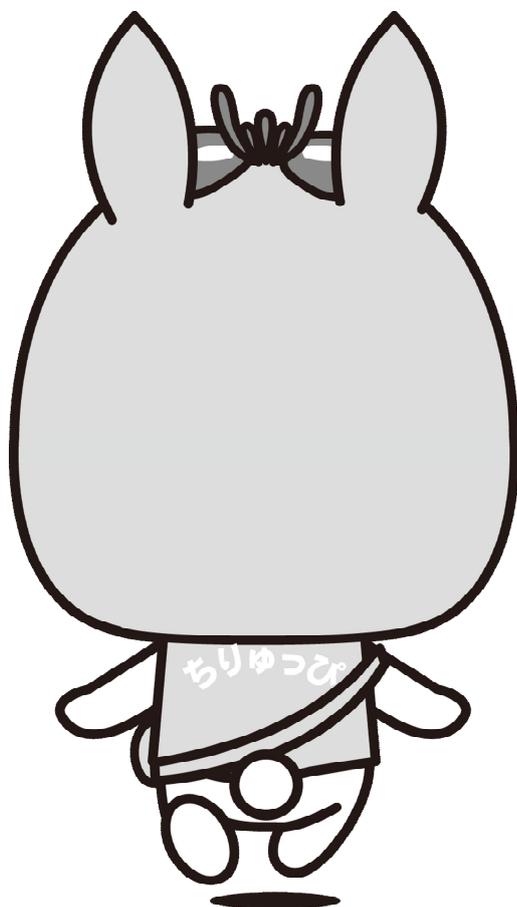
## VII 関係福祉団体

---

番号	団体	対象
1	知立市身体障害者福祉協議会	身体
2	知立市聴覚障害者団体	身体（聴覚のみ）
3	知立手をつなぐ育成会	知的

※問合せや入会を希望される場合は、福祉課に連絡してください。各団体の窓口となる人になぎます。





この福祉ガイドブックは、高齢者・障がい者・児童・母子家庭等の人を受けられる福祉サービス等の概要をまとめたものです。

サービスを利用するにあたっては、さらに詳細な規定もありますので、関係各課等にお尋ねの上、手続きをしてください。

なお、サービス内容等については令和6年7月1日現在のものとなっており、今後内容等に変更がある場合もありますのでご了承ください。

「障害」「障がい」については『知立市「障がい」のひらがな表記取扱指針』を基に表記しています。